

平成29年6月2日（金曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1 番	内 藤	明	議員	2 番	古 沢	清 志	議員
3 番	佐 藤	耕 治	議員	4 番	渡 邊	賢 一	議員
5 番	伊 藤	正 彦	議員	6 番	遠 藤	智 与 子	議員
7 番	太 田	芳 彦	議員	8 番	石 山	忠	議員
9 番	阿 部	清	議員	10 番	沖 津	一 博	議員
11 番	國 井	輝 明	議員	12 番	辻	登 代 子	議員
13 番	杉 沼	孝 司	議員	14 番	工 藤	吉 雄	議員
15 番	木 村	寿 太 郎	議員	16 番	柏 倉	信 一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
草 薊 和 男	教 育 長	児 玉 憲 司	選挙管理委員会 委員長
木 村 三 紀	農業委員会会長	竹 田 浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
田 宮 信 明	政策企画課長	伊 藤 耕 平	商工創成課長
安 達 徹	財 政 課 長	設 楽 和 由	税 務 課 長
荒 木 信 行	市民生活課長	森 谷 孝 義	建設管理課長
安 達 晃 一	下 水 道 課 長	原 田 真 司	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
松 田 仁	さくらんぼ観光 課 長	軽 部 賢 悦	健康福祉課長
渡 辺 智 昭	高齢者支援 課 長 補 佐	佐 藤 肇	子育て推進課長
大 沼 利 子	会計管理者 （兼）会計課長	辻 洋 一	水道事業所長
土 屋 恒 一	病院事務長	佐 藤 和 好	学校教育課長
高 林 雅 彦	生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長	大 沼 孝一郎	監 査 委 員
渡 辺 優 子	監 査 委 員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

月 光 龍 弘	事 務 局 長	山 田 良 一	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

議事日程第2号 第2回定例会
平成29年6月2日(金) 午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○内藤 明議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開します。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○内藤 明議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成29年6月2日(金)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	高齢化に対応した公共交通網の整備について	(1) デマンドタクシーについて ア 登録者数の推移について イ 乗車率について ウ 乗車率アップに向けての取り組みについて エ 111か所の乗降場選定の経緯について オ 乗降場の見直しについて カ 県立河北病院までの運行について (2) 市内循環バス「スマイル号」につ	12番 辻 登代子	市長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
2	小中学校各種大会における補助金について	いて ア 本格運行時のダイヤ見直しについて イ 乗車状況について ウ 今後の課題について (3) 交通空白地域に対する支援について (1) 補助率について (2) 改正された経緯について (3) 現在の補助内容について (4) 全額補助について		教 育 長
3	さがえっ子の輝く未来を切り拓く教育の充実について	(1) 教職員の多忙化解消対策について ア 適正な人員配置と人材確保について イ 児童生徒と向き合える時間の確保について (2) 第2次寒河江市教育振興計画とさがえっ子育みアクションプランについて ア 不登校児童生徒の支援について イ いじめの現状と撲滅対策について ウ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス＝社会的な繋がりを作り出せるサービス）対策について (3) 戦前教育を彷彿させる「新学習指導要領」の問題点について ア 時代錯誤的な道德教育の「教育勅語」導入問題について イ 中学保健体育の武道必修化と「銃剣道」導入問題について (4) 平和都市宣言に基づく平和行政の推進について ア 参政権を付与された十代の政治学習機会と平和教育について	4 番 渡 邊 賢 一	教 育 長
4	すべての女性が輝	(1) 第2次寒河江市男女共同参画計画		市 長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
	き続ける真の「男女共同参画社会」「女性活躍推進社会」実現について	について ア 男女平等教育推進について イ セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）等の現状と防止対策について ウ 「はたらく女性の法律セミナー（仮称）」実施について		教 育 長
5 6	寒河江市の手話条例制定について 高齢者支援について	県の手話条例制定を受けての本市の制定について (1) 高齢者の健康長寿を促進するための支援強化策について (2) 自立支援における市の対応について	6 番 遠 藤 智与子	市 長 市 長
7	農業政策について	(1) 剪定枝回収の支援について ア 制度廃止に至った経緯について イ 剪定枝焼却に伴う林野火災の状況について ウ 剪定枝の無料回収の支援について エ 農家からの協力について (2) 農業者に対する新たな支援について ア チッパーの導入について イ 農道の除雪について (3) 今後のさくらんぼ政策について ア 県が取り組むさくらんぼの大玉化について イ 紅秀峰に対する考え方について ウ 差別化について (4) 新たな農業の展開について ア 剪定技術を活用した取り組みについて イ 農家の相互協力について	1 1 番 國 井 輝 明	市 長

12番辻 登代子議員。

辻 登代子議員の質問

○辻 登代子議員 おはようございます。

きょうは平成29年度のさくらんぼ議会ということで、お御足の悪いところ大勢傍聴に来てい

○内藤 明議長 通告番号1番、2番について、

いただきましてありがとうございます。それでは、一般質問に入らせていただきます。

寒河江市議会では、今年度の第2回さくらんぼ議会から、ペーパーレス化と議会活性化を図るためのタブレット端末を使用しての議会となりました。今後、ますますの議会活性化を目指してまいりたいと思っているところでございます。

そして、寒河江市庁舎は建設家故黒川紀章の設計により建設されてから、ことしでちょうど50周年を迎えました。私は、本日記念の年を迎えたこの寒河江市庁舎の議場において、一般質問をさせていただきますことに対しまして、心から感謝を申しあげます。

寒政・公明クラブの一員として質問させていただきます。

通告番号1番、高齢者社会に対応した本市の公共交通網の整備についてであります。

全国的に少子高齢化、人口減少、さらには東京一極集中が課題と言われている中であって、本市では人口減少対策としてさがえ未来創成戦略、さらに10年間のまちづくり指針としての第6次寒河江市振興計画が策定され、ことしで2年目を迎えております。本市の未来都市像「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」の実現を目指して、施策を進められていることに敬意を表します。

そのような中でこれからの高齢化社会に対応した本市の公共交通網の整備について伺います。

本市では、平成23年11月から交通空白地帯5地区を対象としてデマンドタクシーが運行され、運行対象となった地域の方々からは大変喜ばれており、また、平成28年12月からは市内中心部の医療機関、スーパー、公共機関等を結んだ市内循環バススマイル号が本格運行されました。デマンドタクシーの本格導入から6年目に入りましたが、これまで利用者の乗車率拡大を目指し、チラシの配布や機会を捉えてのPR活動に

より会員数が増加していると伺っており、定着の兆しが見えているようで大変喜ばしいことと思っております。

また、市内循環バスにつきましては、本格運行からまだ6カ月しか経過しておらず定着するまでは時間がかかることと思いますが、高齢化時代の足として必要不可欠なものと思っております。

当局においても、ダイヤ改正による利便性の向上や丁寧な対応、さらには周知の工夫等により利用者拡大を図っていることと思いますが、まだまだPRが不足しているのではないかと私は思います。今後、さらなる乗車率向上に向けて情報を発信し、周知していったほしいと思っております。

現在、このデマンドタクシーと市内循環バスが運行されている地域の方からは大変感謝されているところですが、私のところには地域の皆様からさまざまな要望や御意見等が寄せられておりますので、それらも踏まえながら、これまで以上に市民から愛され、親しまれる利便性の高い交通機関となるよう幾つか質問させていただきます。

最初に、デマンドタクシーについて伺います。登録数の推移について伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 皆さん、おはようございます。

辻議員から高齢化に対応した公共交通網の整備についての御質問をいただいておりますが、最初にデマンドタクシーの登録者数の推移ということでありますので、お答えしたいと思います。

先ほど来ありますけれども、平成23年11月から実証運行を始めておりますので、それからの推移についてお答えしたいと思います。

24年3月時点では登録者数1,733人でした。1年後の25年3月末には1,925人となっております。さらに、平成26年3月末では

1,989人、平成27年3月末では2,025人、平成28年3月末では2,077人で、ことし3月末では2,102人ということで、順調に増加をしているというふうになっているところでございます。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 御答弁ありがとうございます。今、市長の答弁の中で年々増加し続けているということでございますので、さらに頑張っていってほしいと思っているところでございます。

次に、乗車率について伺いますけれども、乗車数と稼働率について伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず、乗車率についてお答えしたいと思いますが、乗車率というのは計算上1年間の乗車率ということにしますと、乗車可能人数の最大数で年間の利用者総数を割って求めるというのが乗車率になるのですけれども、そういう計算をしますと、例えばダイヤが8時、9時、10時、11時とあったとしますが、利用する人が例えば9時、10時の便はないと、誰も利用しないということになると、その時間帯のタクシーは走らないわけですが、乗車率となると全部走って全部満席で走った、4人乗りで全員その時間帯に走ったというのを分母にしますから、なかなかそういう数字が現実的な比較にすると、なかなか低い数字が出るのはもちろんですけれども、理解しがたいというんですか、現実の数字とはちょっと違う数字が出てしまいます。それよりは実際の利用者数、利用した人の数、延べ人数をお知らせしたほうがわかりやすいのではないかと考えております。

本格運行が始まってからの利用者数ですが、平成25年度は5,655人、平成26年度は5,960人、平成27年度は5,776人、若干減りましたが、平成28年度は6,475人となっております。実際利用した人の数ですね。そういう意味で、27年は若干減りましたが、28年になってまたふ

えてきているとなっております。

稼働率というのも御質問がありました。稼働率といったときは、先ほど8時台は乗る人がいて運行しましたが、9時台、10時台のときの運行しないというときは稼働率からカットしていくんですね。ですから……、カットしないんです。台数を1日何台と用意しますから、タクシーを。その1日何台、例えば7台、7便あるとすれば、7台用意したときに何台1日で稼働したかというのが稼働率ですね。何人乗ったかということではありません。稼働率となると、平成28年度においては39.14%、大体4割ぐらい稼働したということでもあります。

御理解いただけましたでしょうか。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 大変詳しい答弁でございましたけれども、今の答弁をお伺いいたしますと、実際利用した数と申しますと、平成25年から28年度までの900人も増加しているわけで、そして28年度の稼働率を申しあげると4割ということで、大変行政も頑張っているということがわかりました。本当にありがとうございます。

次に、乗車率アップに向けての今後の取り組みについて、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 乗車率アップあるいは利用者数をふやしていく取り組みについてどう考えているのかということですが、23年度からスタートしたのでありますけれども、もちろんスタートする以前、その前の段階でも対象となる地域の公民館の分館などにお邪魔をして、そこで地域の皆さんに丁寧な説明会などをさせていただいております。また、実証実験の運行から本格運行などに移る際、アンケートなどもとらせていただいているわけですが、その際アンケートをお願いした際にも改めてP

R、デマンドタクシーについてのPRをさせていただいているところでございます。また、本格運行になった際にも、再度公民館分館に回って説明会をさせていただいているところでございます。

そういう意味で、先ほど申しあげましたけれども、利用者数、平成28年度、27年度と比べて112%ということで伸びてきている。大変ありがたいことかなと思いますが、我々もこれで十分かという、まだまだ利用していただきたいと思っておりますので、引き続きいろんな機会を捉えてデマンドタクシーについてもPRしていきたいと考えております。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 実証時期とそれから本格的に運行された時期から見ますと、いろいろ説明会を開いていただいたり、さまざまなPRをしていただいて、そして900人の増加、4割もの増加と上げられていること、今後ともこれとまることなく乗車率のアップを目指していただきたいと思っておりますのでございます。

次に、乗降場についてお伺いしたいと思えます。現在、111カ所の乗降場が設けられておりますが、その中には医療機関やスーパー、公共機関等があります。その選定の経緯についてお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 最初の実証実験をする際には、市役所でありますとかハートフルセンター等の公共施設、さらには市内の医院、歯科医院などを選んで、最初は55カ所の乗降場でスタートしたところでございます。そういうスタートをしたんですけれども、実際運行してみると、地域の皆さんからいろんなアンケートなどをとらせていただくと、利用者の方からはぜひ日ごろ買い物している店舗などにもそういう乗降場を設けてほしいでありますとか、あるいは病院だけでなく金融機関も乗降場に設けてほしいなどと

いう希望も、アンケートでもいろんな機会でご要望をいただきました。また、金融機関、医療機関関係は大体網羅しておったんですけれども、今御案内のとおり院外処方が進んでおりますから、医療機関だけでなく調剤薬局なども加えてほしいなどといういろいろ御要望があって、そういうことを検討させていただいた結果、最初の55カ所から倍の111カ所に大幅にふやさせていただいたという経緯でございます。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 最初の55カ所から倍の111カ所、ふやしていただいたということで大変感謝をするところでございますが、今後の乗降場の見直しについて伺いたいと思えます。

市民からは最上川クア・パーク、そして接骨院等の乗降場の見直しについての要望がございますけれども、どのような手続で見直しが可能となるのかなどお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 6年目ぐらいになるんですかね、運行してから。ですけれども、常に地域の皆さんから、利用いただいている方を含め、さらにはそれ以外の方も含めいろいろな御要望もありますから、その御要望を踏まえて見直しをしていくことにしているんですけれども、見直する、特に乗降場の見直しの場合はいろんな手続が必要になってきているのでございます。

まず、実際に運行しているタクシーの事業者の方ともお話し合いをしていかなきゃならないということがあります。というのは、その場所が果たしてとめられる場所なのかという前提になりますから、そういうところがあります。そして、乗降場をふやしていく場合はその場所の施設の管理者というんですか、施設の方にも御了解をいただかないと、という基礎的な手続というか準備が必要でございます。

実際、運行のルートというんですか、計画を変更していくとなりますと、御案内かと思いま

すが、寒河江市地域公共交通会議というのを設けておりますから、その中で議論していただく、そして承認をいただいくということになります。承認をいただいた後、その運行を請け負っていただいているタクシー事業者の方が東北運輸局のほうに申請を提出をするというのが段取り、仕組みになっているところでございます。

そういう意味で、先ほど申しましたけれども、ある程度丁寧な段取り、調整を踏まえて条件を整えば順次見直しを行っていくとなります。そういう意味では若干きょう言ったからあしたからとはすぐにはならないわけでありまして。時間がかかるということではありますが、その辺のところは御理解いただきたいと思っております。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 当初から、55カ所から111カ所。今、市長の御答弁にもありましたように、第1段階から第4段階までの準備が整って、まず初めて停留所、乗降場が設けられることを伺いまして大変なんだと思いました。今後ともそういう大変なことにも取り組んでいただいて、市民の皆様の要望をなるべく理解していただきながら乗降場の追加などもお願いしていただければいいなと思っております。

次に、県立河北病院までの運行についてお伺いいたします。

デマンドタクシー運行地域の方からは、市内の医院から県立河北病院に回されることが多いので、河北病院までのデマンドタクシー運行をお願いしたいとの要望があります。この件についての御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどの御質問でもお答えいたしました。何ていうんですか、運行計画、運行路線、そこを見直していく際には、公共交通会議という会議で検討して諮らせていただいて決定していくということに基本的にはなってい

ます。河北病院にまでルートを拡大するというものについても、そういう会議を経ていかなければならないということになるんでありますね。

その会議はどういうメンバーかという点、東北運輸局の方、道路管理にかかわる県の村山総合支庁の西村山道路計画課から、さらには寒河江警察、道路交通関係でありますから、そういう方がメンバーになっております。また、自動車の運送事業者として寒河江市内に路線を有する山交バス株式会社様、山形県バス協会、山形県タクシー協会の代表の方からもそのメンバーに入っているということでございます。

特に運送事業者の方からは、自治体が新たな提案をしていく、路線の見直しなどを提案していくとした場合に民間の交通として地域で営業している、運営している路線、事業などにどういう影響を与えるのかなどについて、あるいは営業に支障を来すかなど、簡単に言うと民業を圧迫することにはならないのかということなどについて御意見を伺う、判断をしていただくということになるのでありますね。そういうことが、手続の中の会議の中の議論としてはそういうことになるのであらうと思います。

河北病院のほうにということになりますと、寒河江市内でないわけですので、今度寒河江市内だけで議論していくわけにいかないということになっていくんだらうと思います。ですから、もう少し広域的に例えば河北の中での会議の中でも議論をして、了解をしていただかなければならないのか。これは想定ですけども、などという課題も出てくるのかなと思います。そういうことについては、もう少し県とも相談をさせていただかなければならないと認識をしているところでございます。

いずれにしても河北病院までだけでなく、その前の質問でもありました乗降場の希望などありますから、いろんな御意見を十分踏まえてよ

り実現できる可能性について研究をしていきたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ただいま市長の答弁にもありましたように、停留所1つ、乗降場を加えることがどのくらい大変なのか、そして民業、民営に圧迫するかどうか、広い面でのいろいろな考慮が必要かなと思っております。

河北病院に、やはり高齢化社会になりますので、お医者さんから回された場合には、ぜひにデマンドで行けるようにしてほしいという願いが市民の中にもたくさんあるわけでございますので、今の答弁をお伺いしますと、大変なことをクリアして、そして河北病院まで行かれるようになれば、市民は大変助かるのではないかなと思っております。

今後広域的な面から調査をして、県との調整を図りながら検討されるということでございますので、私は前向きに考えていただけるのかなと思っております。早期実現を目指していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、市内循環バススマイル号についてお伺いいたします。

昨年12月から本格運行となった市内循環バスは、第1便が寒河江駅発で北部ルート6時55分発、南部ルート7時発に変更され、大変利用しやすくなりました。実証運行では両ルートとも第1便の寒河江駅発は9時30分発でしたが、大幅に前倒し運行となりました。本格運行に当たり、アンケート等により市民からの要望や意見を把握され、より便利に利用していただくために、南部ルート2便と4便の進行方向、それぞれ逆変更し、運行便数についても4便のうち3便が午前中に運行されるダイヤに変更されております。

また、停留所も新たに追加になり、北部ルートは市役所、南部ルートは花楸町前とフローラ・SAGAEが新たに加わり、また利用者の

利便性が向上につながったものと思います。さらに乗車アップに向けての対応をよろしくお願いいたします。

本格運行時のダイヤ見直しについてお伺いいたします。

実証運行が実施された第1便の寒河江駅発9時30分から、本格運行開始時から第1便北部ルート寒河江駅発6時55分発と南部ルート寒河江駅発7時に2時間30分ほど大幅に前倒しになりました。本格運行に当たりダイヤ見直しされた経緯について伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 辻議員から循環バスの見直し、ダイヤの見直しの経緯という御質問ですが、辻議員、半分ぐらいお答えになっていたような気もいたしますが、最初実証のときは9時半というのが1便だったですけれども、利用者の方、通院される病院に行かれる方が結構多い方がいらして、9時半では遅いというお話が、声が聞こえてきて、ぜひそれを早めてほしい、病院に行って診察を受けて、午前中に帰りたいという便の設定をお願いしたいという声もたくさんございました。そういう意味で、少し大胆でありましたが、2時間以上早めて第1便をさせていただきました。また、最後の3時半以降のスタート第4便については利用者の方大変少ないということもあって、全便前倒しさせていただきました。また、南部のルートについても進行方向を工夫して買い物に便利になるように変更を行ったということでございます。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 私からは、詳しく述べさせていただきましたけれども、その中でも第1便が余りにも早過ぎるのではないかという市民の声を、2時間半というものが、7時発という第1便なんですけれども、そこら辺の時間をもっと調整していただければ、南部の第1便は余り乗っていないという感じでしたので、質

問させていただいたわけでございますけれども、今後ともいろいろな市民の要望なども踏まえて、ちょうどよい時間にいただければよろしいかなと思っているところでございます。よろしくをお願いいたします。

その乗車状況について伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ダイヤについてもデマンドと同じように見直しを常にさせていただくということにしております。辻議員御指摘のような御意見もございますので、しょっちゅう変えてというわけにもいきませんけれども、そういう見直しをさせていただくことに御意見を頂戴していきたいと思えます。

乗車状況でありますけれども、実証運行期間、平成28年1月27日から平成28年11月30日までの206日間でしたが、延べ2,450人の方に御利用いただきました。1日平均でいきますと11.89人です。本格運行開始しました昨年12月1日からことし4月30日まで100日間でしたが、ここの期間の利用者数は延べ1,246人ということで1日当たりの乗車数12.46人ということで、若干ながらありますけれども、ふえてきているという状況にあります。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 少しずつ乗車する人がふえて、本当に感謝申し上げます。さらなる乗車率アップを目指していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、今後の課題について伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、乗車状況をお答えしましたが、我々としてはもっと多くの市民の方に御利用いただきたい、デマンドもそうですけれども、とりわけ循環バスについては、乗っても乗らなくてもこのバスは走らせることに、ですからぜひ多くの方に御利用いただきたいということで、いろいろな手法あるいは時間、時刻表、

運行ルート、掲載したパンフレットなど全世帯に配布させていただいているわけでありましてけれども、今後もいろいろなPRを、利用しやすい方法、考えていかなければならないと思っています。

あとは、やはりPRだけでなく先ほどいろいろな御指摘がありますから、改善点などを、停留所の数でありますとかダイヤなど、あるいはルートも含めてになるんでしょうか。いろいろまだ開始して間もないわけでありまして、いろいろふぐあいというんですかね、改善点出てくるかと思えますので、ぜひそういうところ忌憚のない御意見など頂戴しながら、できるだけ利用者がふえていく方向に努力したいと思えます。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ありがとうございます。いろんな難問題を抱えている公共交通でございますけれども、それをクリアしていただき、そして市民から愛される利便性の富んだデマンド、そして循環バスにしていってほしいと思っております。

次に、交通空白地域に対する支援について伺います。

本市の高齢化率は、平成27年の国勢調査では29.7%であったのが、ことし4月現在では30.2%となりました。今後ますます高齢化が進むと見込まれ、高齢者に対する支援が大きな課題となっております。高齢者支援の一つとして現在本市において実施しているデマンドタクシー及び市内循環バスの公共交通サービスは最も重要な支援であると考えております。このごろ手押し車で散歩されるお年寄りがよく見受けられますが、階段を上ることは不可能であり、また冬の寒い日等は公共交通のバス停留所で待つことはとてもつらいことと思うのであります。

3月議会の報告会では、デマンドタクシーと市内循環バスの運行区域外の地域の方からは、

何とかならないものかと質問が出ました。これらの地域は近くに山交バスの停留所があるので、デマンドタクシーの導入は難しいとのことで、これまで公共交通バス停留所500メートル圏内にある地域は、デマンドタクシーと市内循環バスの運行は難しいと言われてきました。高齢者の事故が多発する状況にあり、本市でも29年度の新規事業として高齢者の免許証自主返納を促進する事業が促進されております。高齢者の皆さんは、免許証返納しなければならないと思ってもなかなかできないと言っておられました。

デマンドタクシーや市内循環バスが運行されていない本市の交通空白地域に対する支援についてどのように考えておられるのか、市長の御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 確かに、私もいろんな座談会などで何でうちの地域はデマンドタクシーも循環バスも通らないのかという、そういうのを通してほしいという声も聞きますし、また、通ってはいるけれども、例えば循環バスが通ってはいるけれども、停留所までなかなか年配の方に行くのが大変だというわけですね。そういういわゆる変な言い方ですが、交通弱者というんですかね、そういう方々に対するいろんな対応というのは、確かに高齢化が進んでますます進んでいくわけありますので、そういう取り組みというのは一層求められると思います。

ですから、今おっしゃったように、路線バスが通っているところはだめだとか、今までの取り組みではこれからの地方の交通問題というのを解決していくことにはなっていないんだろうとは思いますが。我々としても、建前上はそういう言い方を今はせざるを得ませんけれども、何とかそのすき間というんですか、何とか課題を克服して、デマンドやら循環バスやらを通せるような方法がないかということを検討しているところでございます。

市では平成27年に生活交通ネットワーク計画というものを立てて、デマンドの必要性、デマンドを運行しておりましたが、循環バスの必要性などを訴えながらそういう取り組みをしております。引き続き、今申しあげましたように、地域の皆さんのニーズなどを十分踏まえながら、全ての市民の皆さんが交通の問題でそういう不便さを感じるものが少しでも少なくなるような取り組みに努力をしていきたいと考えております。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 どうも御答弁ありがとうございました。本市の今年度の高齢化率は30.2%でありましたけれども、地域によっても格差があるようです。デマンドタクシーと市内循環バスの運行区域外は、本市の中でも40%に近い高齢化率が高い地域でもあります。今後とも高齢化に対応した公共交通網の整備の充実を目指していただきますようお願い申し上げます。

次に、通告番号2番、小中学校各種大会における補助金についてお伺いいたします。

本市では平成28年3月に第2次寒河江市教育振興計画が策定されました。第6次振興計画を踏まえて、基本目標は「ふるさとを愛し、寒河江から夢のある未来を切り拓く人づくり」を目指す、その実現に向けての取り組みがなされて2年目を迎えております。

今年度の新規事業につきましては、総合的な子育て支援として、小学校給食の保護者負担分の半額の補助、第3子以降は全額補助、中学校給食については一部負担補助を実施され、子育て世帯の経済的支援や子育て世帯の人口増、子育て世帯を市全体で支える意識づくりを目的とした学校給食補助事業が実施されましたことに、心から感謝を申し上げます。

また、地域スポーツ活性化推進事業といたしまして、ことし7月28日に行われる南東北総合体育大会の会場となります市民体育館の改修等

が行われました。今年度は、南東北インターハイ成功と2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けての新規事業が計画されており、今後とも第2次寒河江市教育振興計画推進の充実を目指していただきますようお願いいたします。

本市の学校教育体育文化活動支援事業の、小中学校の各種大会における補助金について伺います。本市の小中学校の生徒たちは、授業のほかに文化系、体育系の部活動において地区大会や県大会、そして全国大会での優勝を目指して放課後の練習に励み頑張っています。

各種大会で優勝し、県や全国大会へ出場できることは、本市にとっても大変喜ばしいことであると思うのであります。しかし、成績がよくなればよくなるほど父兄への負担が重くなり、特に年収の低い世帯では県大会や東北大会、全国大会への出費が大変厳しくなっている状況であると伺っております。各種大会における補助金額全額補助を目指していただきたいと思い、教育長に質問させていただきます。

最初に、本市からの小中学校各種大会への補助率と平成28年度の実績について伺います。

○内藤 明議長 草苅教育長。

○草苅和男教育長 お答え申し上げます。

小中学校各種大会への補助金補助率の実績ということでございますので、お答え申し上げます。

小学校、中学校において部活動などの体育、スポーツあるいは文化活動については、教育活動の一環として行われているものでございまして、児童生徒の自主性とか個性を伸ばす、そして健全な成長、発達に寄与している活動だと思っております。

さて、本市学校教育における体育文化関係大会の補助金ということでは2種類ございますが、1つは寒河江市小中学校文化関係大会参加補助金であります。もう一つが寒河江市中学校体育大会参加費補助金。この2つでございます。

今年度の補助率については、小学校から申しあげますが、小学校の文化関係大会についてはまず参加料というのは全額補助であります。交通費及び宿泊料は、経費のそれぞれ7割を補助することとしております。

中学校ですが、文化体育大会これを対象としておりまして、参加料は同じく全額、交通費及び宿泊料はその経費の8割を補助することとしております。

28年度交付した補助金の実績ということでございますが、たくさんあるんですが、少しまとめながら申し上げたいと思います。

まず、文化関係の大会でございますが、寒河江小学校は全日本吹奏楽コンクール第55回山形県大会、寒河江中部小学校は第29回全国マーチングコンテスト山形県大会、第45回マーチングバンドバトントワリング東北大会、第44回マーチングバンド全国大会。

中学校であります。陵南中学校が全日本アンサンブルコンテスト第40回山形県大会、そして陵西中学校が第68回中学校英語弁論大会山形県大会、これらに出場しておりますので、それぞれ補助金を交付しております。

次に、体育関係大会でございますが、陵南中学校から申し上げます。たくさんあるんですが、山形県中学校総合体育大会夏季大会にバスケットボールほか13の競技、東北中学校体育大会に男子バレーボールほか6競技、全国中学校体育大会に新体操ほか1競技、山形県中学校駅伝競走大会に女子チーム、それから山形県中学校新人体育大会には軟式野球ほか8競技、山形県中学校スキー競技大会の女子競技に出場したということにより、補助金を交付しております。

陵東中学校ですが、山形県中学校総合体育大会夏季大会に軟式野球ほか7競技、東北中学校体育大会には柔道男子ほか1競技、山形県中学校駅伝競走大会に女子チーム、山形県中学校新人体育大会には剣道女子ほか3競技、出場して

おりまして、補助金を交付しております。

最後に陵西中学校ですが、山形県中学校総合体育大会夏季大会に男子バレーボールほか1競技、東北中学校体育大会に男子バレーボール、山形県中学校新人体育大会に男子バレーボールが出場しておりまして、それぞれ補助金を交付しております。以上でございます。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 今、教育長の答弁がございましたように、小中学校の子供たちは一生懸命頑張って各種大会に出て、まず寒河江市をアピールしているとは私は思って大変喜ばしいことだかなんと思っているところでございます。すばらしい成績ですね。今改めてお伺いしましたけれども。

次に、現在の補助率についてこれまでどのような経緯で改正されてきたのか、その内容についてお伺いいたします。

○内藤 明議長 草薙教育長。

○草薙和男教育長 補助率の経緯ということでございますが、大会参加補助金の補助率ということについては、学校の実情を踏まえながら、保護者あるいは校長会等から要望や御意見を参考にして検討を行ってきております。

また、大会出場による保護者負担の経費の状況については、予算要求時等にも各学校から聞き取りを行いまして、またさらに村山地区内の市町の状況等を調査して検討してきております。

これまでの経緯につきましては、ここ10年ほど財政的に厳しい時期ということなどから補助率の改正というのは見送られてきておりましたけれども、昨今の保護者の経費の負担軽減という観点から、今年度から中学校について7割から8割と引き上げたものでございます。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 さまざまな要望を捉えて、そして7割から8割という値上げをしていただいたということに感謝を申し上げます。

現在の補助の内容についてお伺いいたします。

○内藤 明議長 草薙教育長。

○草薙和男教育長 現在の補助内容についてお答え申しあげたいと思います。

小中学校の文化関係大会の補助金については、まず文化関係大会では県大会、東北大会、全国大会に参加するために要する経費というのが対象でございます。

補助する対象としては、出場する児童生徒と引率する部長、顧問等のうちから2名分までとしております。

そして内容としては、大会主催者が定める参加料は、先ほど申しあげましたが、全額です。交通手段による交通費あるいはバス等の借上げ料、県外における宿泊料、これについては小学校は7割、中学校が8割ということで補助することとしております。

それから、中学校の体育大会の補助金でありますけれども、中学校体育連盟が主催する県大会、東北大会、全国大会に参加するために要する経費、これが対象としております。

補助する対象としては、正選手、補欠選手のエントリー数と生徒引率する部長、監督及びコーチのうちから2名分までを補助しております。

補助の内容といたしましては、先ほどと同じであります。大会主催者が定める参加料は全額、それから交通手段による交通費及びバス等の借上げ料、県外における宿泊料、これについては先ほど申しあげましたが、今年度より8割補助をすることにしております。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 答弁ありがとうございました。

次に、平成28年度の近隣の状況は、天童が参加と交通費、宿泊費は上限1万900円の対象経費の100%といたしまして、宿泊費は大会終日日は出ない等の条件で全額補助とされております。

本市においても、天童市が実施されている対象経費全額補助をぜひお願いしたいと思うので

すが、今後、小中学校各種大会補助金の増額についてどのように考えておられるのか、教育長の御見解をお伺いいたします。

○内藤 明議長 草薙教育長。

○草薙和男教育長 全額補助という御提言でございますが、本市の学校教育における部活動、文化体育……（「ありがとうございました」の声あり）

渡邊賢一議員の質問

○内藤 明議長 通告番号3番、4番について、4番渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 社会民主党、市民クラブの渡邊賢一でございます。通告しました2項目について御質問いたします。

まず初めに、昨日から6月となりまして、寒河江市が一番輝く初夏、さくらんぼの季節となりました。このさくらんぼ議会の2番バッターとして、そして初のタブレット議会の中で、内藤新議長のもと、こうして質問ができますことを改めまして感謝申しあげたいと思います。

さて、先日、本市の市史編さん委員長である寒河江地域史研究会の代表である宇井 啓先生が、「寒河江のさくらんぼの歴史」を発刊されて、昨日の山形新聞にも掲載されました。大変なこうした記事が載っていたわけですが、そうした中でここに出てくる先人の偉業が紹介されているわけです。

本市にさくらんぼを導入されました井上勘兵衛は、先月3日が没後100年の記念すべき日となりまして、私も参拝してまいりました。勘兵衛が記したノートに書かれていたのは、少年老い易く学成り難し一寸の光陰軽んずべからず、14ページに書いてありました。この漢詩の一文に私も非常に感動したところでございます。初心を忘れず継続は力なり、市民の皆さんの即戦力となるように、私もまだまだひよっこ議員で

ございますけれども、議員活動に改めまして邁進していく決意でございます。

さて、本市の中学生や高校生の若手ランナーと大学生、社会人の中堅、ベテラン選手が激走した第62回県縦断駅伝競走大会は、寒河江西村山チームが健闘し6位入賞、連続入賞を果たしました。市民には勇気と感動を与えてくれたと思っています。

また、市長の市政概況報告にもございましたけれども、第30回フラワーロード植栽記念式典には、好天に恵まれ盛大にチェリーランドで開催されました。寒河江南部、西根、高松の各小学校に感謝状が贈呈され、ことし50年目を迎える我が母校陵東中学校の吹奏楽部のすばらしい演奏や1年生代表の初々しい恋ダンスは、その名のとおり花を添えてくれたと思っています。

さがえっこたちが伸び伸びかつすくすく育ってほしいと願う一方で、この子らの未来が懸念されるさまざまな動きが市県内外で起きているわけでございます。

その一つに、安倍自民公明連立政権は、特定秘密保護法の制定など監視国家化を進め、集団的自衛権行使を容認する戦争法を強行し、アメリカと一緒に戦争できる体制づくりをさらに進めております。そしてまた、テロ対策を口実に、国民の強い反対で3回も廃案とされてきました現代版の治安維持法と言われる共謀罪、組織犯罪処罰法改正案、テロ防止法なるものが衆議院法務委員会で強行採決され、参議院に送られてしまっております。憲法の理念や現行刑法の基本原則に反し、合意という、心の中の処罰、思想の抑圧、人権侵害や市民監視の強化、市民運動への萎縮効果をもたらしかねないという問題点、危険性は全く変わっておりません。法曹関係者や学者、言論人やメディア関係者など幅広い団体の相次ぐ反対表明が行われており、こうした状況、今ゆゆしき状況だと思っています。私は、共謀罪法案、今審議されておしま

すけれども、これに懸念を有するあらゆる団体や市民の皆さんと力を合わせて、廃案に追い込むまで断固として戦い抜く覚悟でございます。

これらをベースに、今回は反動政治による民主的教育がゆがめられないように、また言葉だけに終わらせない女性活躍、男女平等の課題について質問にまとめさせていただきましたので、どうか前向きな御答弁をお願いする次第でございます。

それでは、通告番号3番、さがえっこの輝く未来を切り開く教育の充実についてでございます。

1つ目が教職員の多忙化解消対策についてでございます。これも社会問題になっており、市内の小中学校の先生方やその保護者の皆さん、地域の皆さんなどからさまざまな声を拾ってきましたので、質問にまとめさせていただいております。

1つ目は、教職員の多忙化解消のために、今適正な人員配置、人材確保についてどのような対策を講じておられるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

私は、1年半前、2015年12月2日に同様の質問をさせていただいておりますけれども、そうした内容を踏まえて、学習補助員の配置、その活用、そして教師という人材確保について現状はどうなっておられるのか御質問をさせていただきたいと思います。

○内藤 明議長 草苅教育長。

○草苅和男教育長 教職員の多忙化解消、それと人材確保ということで御質問でございますが、お答え申し上げたいと思います。

さがえっこの輝く未来というものを切り開いていく教育というのを充実させていく、推進していくということのためには、あるいはまた子供たちに求められる力を育成していくためには、やはりきめ細やかな指導あるいは教師が子供と向き合う時間を確保していくことが、非常に大

切なことだと思っているところであります。

本市では、国や県、教員の加配状況なども勘案しながら学校の抱える課題、子供たちの実態に応じて、先ほどお話がございましたけれども、市単独で学習補助員を配置しているところでございます。本年度の配置状況につきましては、小学校9校に14名、それから中学校3校に5名、合わせて19名の学習補助員を配置しておりまして、そのうち教員免許状を保有している方は10名おります。

その補助員の方々には担任とともに地域指導とかあるいはきめ細かな指導、そしてあるいは特別支援学級での児童生徒の実態に応じた指導支援の補助、こういったことを行っているところでございます。

一方、こうした学習指導員、補助員という方々の確保というのは、確保、採用については、昨今は県費負担の講師、近隣市町の学習補助員の需要増というものがあまして、その確保が大変厳しい状況にあるという事実でございます。本市といたしましては、各学校の実態などを勘案しながら退職教員の活用なども検討し、含めて人員確保のために今後も継続的に努力してまいりたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。

昨夜のニュースなどにもありますけれども、抜本的な部活動の見直しなどもあって、学校単位のチーム編成などもなかなか厳しくなっている中で、地域というものを考えて運動部、体育部の強化に向けていつてはどうかという答申などもされているようですけれども、そうした状況の中でやはり教職員の業務負担軽減、今言われている働き方改革の具体策ですね、さまざまな課題を処理しなくてはならなくなっておりまして、こうしたゆとりを持って教員が業務、指導できないという状況を見たときに、そうした学校ごとの具体的な取り組みというものはど

のようになっているかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 草苅教育長。

○草苅和男教育長 教職員の多忙化というのは、実は最近始まったことではなくて大分前から言われていることではありますけれども、特に先ほど議員がおっしゃったように、働き方改革とかあるいは休み方改革などとも言われておりますので、教職員の多忙化解消というのはよそごとではなくて、本市の喫緊の課題の一つでもあると思っているところであります。

児童生徒と向き合う時間の確保というのが非常に大事なことでありまして、教師が児童生徒と一人一人向き合いながら学力を向上させていくとか、あるいはよりよく学校生活を送ることができるよう支援していくことのためには、大切なことだと思っているところであります。

ところが、一方で、先ほど言われたように実情としては児童生徒の問題行動等への対応とかあるいはその他の校務処理、諸会議、学校行事の企画準備、こういったことによって多忙化というんでしょうか、向き合う時間の確保が難しい状況にあると認識しているところであります。

そういう状況の中で、先ほど申しあげました学習補助員の配置というのは少しは教職員の業務の負担軽減につながっているのではないかなと思います。さらには、学習指導あるいは学級指導にかかわる時間、つまりは子供と向き合う時間の確保あるいは特別な配慮を要する児童生徒への対応というものへもつながっているのではないかなと思います。

また、学習補助員の配置だけでなく、教職員の多忙化解消への取り組みを進めていくというのが、より多くの子供と向き合う時間を生み出すものであると考えております。その多忙化解消についてですけれども、国の働き方改革、先ほど申しあげたけれども、県からの指導では労働時間短縮のための学校マネジメントによる学校業務のスリム化に取り組んでいるところで

ありまして、本市としても校務IT化による負担軽減、業務の負担軽減あるいは会議とか出張、書類の提出物などの見直し、こういったことに努めておりますとともに、夏季休業中に学校閉庁期間というものを設定いたしまして教育委員会から奨励しているということでございます。

それから、各学校においても、諸行事や会議の精選、定時退勤日・退校日、こういったものを設定して実施するとか、休暇取得の促進などを通して多忙化解消に向けた取り組みを行っておりますし、ゆとりを持って子供と向き合う時間というものを確保するよう取り組んでいるところでございます。

今後とも、大変大事な問題でありますので、多忙化解消とか子供と向き合う時間の確保については、しっかりと指導支援してまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時05分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊議員。

○渡邊賢一議員 先ほど教育長から御答弁いただきましたけれども、TT指導ということであったわけですが、これはチームティーチングということで1つの教室に2人以上の教員が入り授業を行う形態ということで、計画の中の解説にもありますけれども、ぜひそうしたところも充実していただきたいと思っておりますし、現場から言われているのは職員室に先生がいないという状況、何かあったときになかなか危機的な管理のところもままならないという現場の声もありますので、申しあげたいと思っています。

2つ目ですけれども、第2次寒河江市教育振興計画とさがえっこ育みアクションプランについて、1つ目は不登校児童生徒の支援について

でございます。前回の質問を踏まえ、本市の現状と取り組みについてまず伺いたいと思います。

○内藤 明議長 草苅教育長。

○草苅和男教育長 不登校の現状などについてお答え申し上げたいと思います。

不登校の問題も、本市の喫緊の重要な課題の一つだと思っております。本市の各学校の子供たちにおきましては、一人一人の実態というんでしょうか、それに応じた適切な指導支援というものを行っておりまして、楽しく学校生活を送る、わかる授業を展開していくという学校づくりを目指して指導と支援を行っているところであります。

しかしながら、学校嫌い等さまざまな理由によって年間30日以上欠席、いわゆる不登校児童生徒であります。平成28年度の状況を申し上げますけれども、小学校は2名、中学校で43名という数値でございました。年間を通して全て欠席した生徒は、中学校で1名おりました。不登校児童生徒は、昨年度の調査でありますけれども、小学校高学年から中学校で多くなっているという状況で、具体的には4年生以下はおりません。30日以上欠席というのは、小学校5年生が1名、6年生が1名、中学校1年生になりますと13名、中学2年生が20名、そして中学3年生が19名という状況でございます。不登校の原因、理由、そういったものは個々さまざまですけれども、近年特に言われているのは、複雑な家庭環境に起因していることも多いということ、あるいは家庭の教育力の低下などにもよって学校と家庭の連携に先生方も苦慮しているというケースも多く見られると報告を受けております。

各学校では、学級担任あるいは学年主任を中心に学校が組織的にかかわっているとともに、関係機関と連携して家庭訪問とか相談等を行って学校復帰を目指すべく、丁寧に根気強く

指導をしているところでございます。

御承知のことと思いますけれども、本市には教育相談室設置条例というものがございまして、その条例に基づきまして適応指導教室、いわゆる寒陵スクールというものを運営しているところでございます。この寒陵スクールには昨年度、小学校2名、中学校13名が在籍しておりまして、その中で5名の児童生徒が学校に登校できるようになったということでもあります。

今年度は、寒陵スクールに中学生が8名在籍をしております。その寒陵スクールでは、市の3名の教育相談員が児童生徒の学習指導はもちろんですが、遠足に行ったり調理実習をしたり、社会的体験、生活体験、そういったものにも取り組んでいるところであります。

それから教育相談員は、子供の指導だけではなくて、学校と連携しながら家庭訪問したりあるいは保護者との相談をしたり、学校の先生とも相談していただきますけれども、さらに電話相談なども、そういった業務をしながらいろいろと支援をしているということでございます。今後とも児童生徒の不登校という問題については、一生懸命これからも取り組んでまいりたいと思っております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今、教育長からお答えいただきましたけれども、私前回質問したときは小学生2名、中学生11名ということだったので、それは平成26年の数字だったと思いますが、2年で特に中学生が4倍にふえているという、ちょっと驚きであります。

千差万別の複雑な家庭状況など原因としてはさまざまあると思いますが、そうした状況に合わせたきめ細やかな訪問相談とか、いろんな寒陵スクールも含めた活動をぜひこれから充実させていただきたいと思っております。

もう一つ、2つ目がいじめの現状と撲滅対策

についてでございます。4月29日の山形新聞には16年度県内いじめ最多の6,611件、県教委報告、早期発見方針を継続という見出しで出されておりました。2016年度のいじめ把握件数が小学校は前年比470件増の4,095件、中学校は438件増の1,904件、特別支援学級、学校なども含めると38件増の86件とさまざまふえている状況にあり、これまた驚いたところであります。

私の前回の質問も踏まえ、こちらでも本市の現状と撲滅対策に向けた取り組みについてお伺いしたいと思います。こうした認知数の増加についてどのような御見解をお持ちなのか、またこうふえている状況の中で、撲滅に向けた現在の取り組みについていかがされているかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 草苅教育長。

○草苅和男教育長 いじめの現状と取り組みということの御質問でありますので、お答え申し上げます。

これも全国的な問題になっているということと、本市でも重要な問題だなど校長、学校とも一緒になって取り組んでいる喫緊の課題でございます。いじめの現状、県の状況は先ほど議員がおっしゃったとおりでございますので、本市の状況から申し上げたいと思いますが、本市では2016年度の認知件数は小学校で150件、これは前年度が49件でございましたので、101件の増ということになります。中学校は311件でございましたので、前年度68件でしたので243件の増となっております。

これは、こういうふうに先ほど議員おっしゃったように県も市もいじめが年を追うごとに増加しているのではないかとということでございますが、これは年を追うごとに深刻化しているとかあるいは蔓延しているとか、そういう状況ではなく、いじめに関する早期認知の意識、教師、学校、保護者等も含めて、そういう意識が年々定着している、積極的に認知していこうという

ことでありまして、それも小さい事案から、小さいところから、あるいは兆候も含めて見落とさない、見逃さない、こういうようなあらわれであるなど、そして早期発見、早期解消、未然防止につなげていくということなのだと思います。

いじめの態様につきましても、冷やかしかからかい、こういった態様が最も多くて、先ほどおっしゃった県では6,611件ということでありましたけれども、冷やかしかからかいの事案は県では65%でございました。本市は小中学校の数字ですが、461件のうち327件がこの冷やかしかからかいというものであって、71%を占めているという態様でありました。次に本市の多いのが仲間外れ、無視されるといったものでございました。

県からの話もありますけれども、今後注意すべき傾向として、小学校で暴力や金品にかかわる粗暴行為が挙げられておりますし、中学校では携帯電話等による誹謗中傷といった態様に対して注意が必要なのではないかというような認識を県では示しております。

対策ということで、いろいろと各学校とも、我々も一生懸命やっているところでありますけれども、各学校でいじめ対策基本方針というものがございますので、それに基づいた取り組みを実施しております。アンケートや直接の訴え、保護者からの情報といったものをもとに、学級担任、部活動顧問、これは当然のことですが、該当学年の先生方、生徒指導担当、養教、校長、教頭、あるいはスクールカウンセラー、こういった方々を含めて、それぞれの一つ一つの事案について学校全体でチームとして連携して対処していく、組織的に対処していく、丁寧に対応してもらっているところであります。

さらに、いじめ関連の報道等も少なくないことから、市教委といたしましてもこれまでいろいろな会合や研修の場で、市のいじめ防止基本

方針の趣旨などをもとにして研修会などを開いておりますけれども、道徳や特別活動の指導などにおいてもその充実を図るように、図っていきの先ほど来申しあげているように未然防止、早期発見、早期解消といったことが大事だということを意識を、危機意識を醸成しながら進めているところでございます。

一方、教職員のみならず、やはりいじめ撲滅のためには児童生徒自身がいじめにしっかり向き合う、よりよい学校生活というものを考えていくことも大事かと思っております。そのことがやはりいじめの防止につながっていくのではないかと思いますし、いじめをなくしていく自浄作用にもつながっていくものと思っております。

児童会、生徒会を中心としたいじめ撲滅に向けた取り組みも行われているようでありますし、期待をしているところであります。今後とも、最重要課題に位置づけられるものでございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今ありましたけれども、やはり小学校、中学校に受けたときのいじめの心の傷というものはなかなか癒えないわけであります。私の家族もその一人でありまして、なかなかそうしたことを受けると対人恐怖症になってしまったり、コミュニケーションがとりにくくなってしまうところもありまして、ぜひ将来的にもこの課題については撲滅に向けてしっかり取り組んでいただきたいし、地域、学校以外のところでもしっかりとこれは進めていく課題であると思っております。

次に、SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、解説しますと社会的つながりをつくり出せるサービス対策ということで御質問させていただきます。ネットいじめにも関係するわけですが、児童生徒のスマートフォン保有率、最近のニュースでは全国的に中学

校8割、小学校4割とかそういう非常に高い数字も報道されているわけでありまして、現状への対応について学校での取り組みはどのようにされているかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 草薙教育長。

○草薙和男教育長 SNSの御質問でございますので、お答え申しあげたいと思います。

先ほどいじめの現状の中でも申しあげたとおり、いわゆるネットいじめというんでしょうか、誹謗中傷等も本市でもあるということで懸念される事案だなと思っております。また、先日新聞の報道にもありましたように、10歳未満のネット利用率が39%だと。しかも、その中の35%がトラブルを経験しているという調査結果も出されておりました。これはいじめの事案ということに限らず、加速化する社会のIT化によるメディアとのかかわりに関して、学校だけでなく社会全体で考えていく課題ではないかと思っております。

さて、学校教育の中での対応策ということでございますが、御承知のことと思っておりますけれども、学校では情報教育の授業等で正しいSNSの利用の仕方あるいは犯罪等に巻き込まれない、問題を起こさない上手な使い方というものを学んでおります。

ある中学校では、生徒会が主体となってアウトメディア宣言というものを行之まして、ネットによるいじめをなくするという取り組みを行っている事例もございます。また、保護者や家庭につきましても、PTAの研修会とか講演会とかこういった場において、トラブルに巻き込まれない、起こさないためのメディアと家庭とのかかわり方という内容で研修を行って、これは数多く市P連などでも取り上げたときがございましたけれども、各学校でも数多く見られるようになってきております。さらに、本市で行っておりますさがえっこ育み10カ条というものがありますが、10カ条の中の1つとして、伸ば

そうメディアと上手にかかわる力という1項目を示しているわけでありすけれども、この1項目などもさまざまな機会を利用して、幼児も含めて児童生徒及び各家庭でさらに実践されるよう啓発を促していきたいと考えているところでもあります。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 御答弁いただきましたけれども、ぜひこれは小中学生もそうなんですけれども、高校生もほとんど保有率、先日左沢線に乗ったときなどはみんな下向いてスマートフォンなどを見たりしているんですけれども、写真を撮って拡散したり、あるいは陰湿ないじめなども問題となっているわけです。そういったことも含め地域でもこうしたものへの対応など強化していかなければならないと再認識したところでございます。

さて、次に3番、戦前教育を彷彿させる新学習指導要領の問題点について2つ御質問します。

1つ目は、時代錯誤的な道徳教育の教育勅語導入問題についてでございます。

文科省は道徳の時間を小学校は来年の2018年度から、中学校は再来年2019年度から道徳科として実施するとしております。通信簿や高校に行くときなどの内申書の評価に直結するわけでありまして、文科大臣は教材としての教育勅語を活用することについてだめとは言えないと公式の場で言っているわけですが、教育長の御見解をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 草苅教育長。

○草苅和男教育長 道徳教育にかかわって教育勅語のことについての御質問であります。お答え申し上げたいと思います。

御案内のとおりかと思いますが、来年の平成30年度から小学校が、平成31年度から中学校で「特別の教科 道徳」というのが全面的に本格的に始まるということになります。これは、「特別の教科 道徳」につきましては、い

わゆる考え議論する道徳と言われておりましてこれがキーワードになるわけですが、子供たちの心に響く学習になるように、今私たちもそうですが、学校現場でも先生方も研究し準備を進めているところでございます。

関連して、教育に関連する勅語でありますけれども、これは私が言うまでもなく、1948年に国会両院で排除執行が確認されていると思えますし、学校教育というのは憲法や教育基本法、その他の法令、そして学習指導要領の基準に基づいて行われている、これが学校教育でございます。教育勅語というのは、中学校の社会科の教科書に歴史用語として出てきているものの、教科化されたいいわゆる「特別の教科 道徳」であります。教材としてその新しい教科の趣旨あるいは目標を踏まえるとふさわしい教材ではないのではないかと考えているところであります。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。全く当然のことだと私も思います。

2つ目の中学保健体育の武道必修化が今現在行われているわけですが、銃剣道、これを国会の中で東北出身の国会議員が文科大臣に質問されている状況なども報道されているわけですが、銃剣道、どうして導入、広めないんだという中身だったと思うんですが、本市の中学校保健体育では、武道必修化についてこれまでどのように対応されてきたのか、特に銃剣道問題も含めて御見解をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 草苅教育長。

○草苅和男教育長 中学校保健体育の武道、銃剣道の問題についてお答えしたいと思います。

これまでは本市の全ての3つの中学校の教育課程の中で、保健体育の一般的な武道の必修種目として柔道を選択しております。これは学習指導要領でほかの主な選択肢に挙げられており

ます剣道、相撲もありますが、これと比較して指導条件とか予算面といったことを鑑みて、学校で柔道というものを選択しているというものでございます。

さて、銃剣道の導入ということでもありますけれども、さきに述べた柔道、剣道、相撲、3種目以外のその他の武道として、地域や学校の実態に応じた種目の選択肢の一つにはあるわけですが、指導条件とか安全面、指導上の問題といったことを総合的に考えて、本市の中学校において選択履修するということは聞いておりません。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 非常に安心しました。これはある方がおっしゃるには殺人教育だということをおっしゃる方がいらっしやいまして、本当に1対1になったとき相手を倒す技術なんだということも報道されておりまして、本当にびっくりしたんですけれども、ぜひこの問題についてもしっかり意を用いて御配慮をお願いしたいと思います。

時間の関係ではしよりますが、次の4番目、平和都市宣言に基づく平和行政の推進についてでございます。

私も、この課題については3度目になると思います。参政権を昨年付与された10代の皆さんの主権者教育、政治学習の機会と平和教育の推進についてでございます。

1つ質問したいのは、これまでもそうだったんですけれども、小中学校における児童生徒の道徳科教育などによって、行き過ぎた愛国心教育なども懸念されている中で、一方で高校生含め投票率が低いという若者の政治離れも進んでいるわけでありまして。こうした中で、主権者教育をどのように進めていくお考えなのかどうかです。

私が前に御提案した、平和教育の一環として、中高生の広島、長崎、沖縄島への派遣授業など

もその一つではないかということで申しあげたわけですが、御答弁では研究してまいりたいという言葉をいただいております。研究状況についてお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 草薙教育長。

○草薙和男教育長 政治学習とか平和教育の問題についてですが、お答え申しあげたいと思います。

義務教育、小中学校教育において政治学習の機会というのは社会科の小学校高学年、それと中学校社会科の公民的分野について政治参加に向けた公民的な資質を養うということで、現代社会の政治に関する基本的な知識や仕組み、あるいは課題や問題点等を中心にして学習しているところでございます。また、小中学校の発達段階に応じた主権者教育の充実ということにも力を入れて指導しているところでございます。

具体的には、新聞を活用した授業あるいは模擬選挙などを通して選挙制度について理解を深めたりする、そういった授業もあります。それから、児童会の活動とか生徒会選挙などを通して、公正公平な民主主義の基本的な態度を養うことは、非常に学校教育の中で政治学習の機会の重要な一部であると考えております。

政治学習の機会からやはり選挙への関心を高めることは、小中学校教育の場だけではなくて、高等教育にもつながっていくというか、かかわっていくものでありますので、学習指導要領の趣旨に沿った指導の充実というものを図ってまいりたいと思っております。

続いて、平和教育と平和学習の派遣授業の関連ですが、小中学校とも平和教育については、平和学習というんでしょうか、国語科や社会科を中心にして、教科での学習はもちろんのことですけれども、先ほど申しあげました新聞とかメディア等でもいろいろな話題が取り上げられますので、そういったことを利用して学習が行われておりますし、平和を守り、平和を

尊重するという意識は、しっかりと学校の中で学んでいくものだとして理解しております。

最後に、平和学習派遣事業、前回は御提案ございましたけれども、研究課題とさせていただきましてけれども、いろいろ近隣の状況なども調べさせていただきながら考えてまいったところではありますが、もう少し他の市町村の動向なども踏まえ、学校の実態、意見なども踏まえて研究していきたいなと思っているところで、いましばらく時間をいただければと思います。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 非常に残念ですけれども、引き続きということでありましたので、ぜひ中学2年生の生徒会執行部とか、そういったところを中心としてリーダー研修的な機会をぜひ与えていただければと思います。私どもも、10月に訪韓ということで姉妹友好都市の安東市を訪れる予定になっておるんですけれども、そうしたところって相手の国の思いというものを知らないといけない、友好のきずなというものは深まらないと思いますので、私どもも引き続きこういった平和の使節団になると思うんですけれども、こうした課題について一緒に取り組ませていただきたいと思います。よろしくお願いします。

さて続いて、通告番号4番の全ての女性が輝き続ける真の男女共同参画社会、女性活躍推進社会の実現についてでございます。

1つ目が、第2次寒河江市男女共生参画計画が先般つくられまして、男女平等教育の推進について御質問させていただきます。

この計画の策定を受けて、今後具体的に何をどのように進めていかれるのか、現状の隠れたカリキュラムと言われます男女別名簿なども議論されているそうですけれども、また男子優先的な意識を変えていくということも必要であると思います。男女の人権擁護の観点から、男女平等について学校現場での取り組みについて伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 草薙教育長。

○草薙和男教育長 男女平等参画にかかわり、男女平等教育は学校でどのようにということの御質問でございますので、お答え申し上げたいと思います。

学校教育におきましては、教育課程の中であらゆる学習の機会に男女平等を含めた人権尊重の精神を育むという教育を丁寧に行っているところでございます。

また、教育課程の中では、家事とか育児につきましては家庭科や社会科の公民的分野の中で教科指導の中でも扱われておりますし、男女共同での調理実習あるいは保育といった体験学習のほかに、家庭生活のあり方とか男女がお互いを尊重して協力、共同して家庭生活を営んでいく、社会生活を営んでいくということの大切さというものを学習しているところでございます。

そういうことで、これからは男女共同参画の趣旨というものもしっかりと踏まえて、全ての教育活動の中で男女平等教育の推進に努めてまいりたいと思います。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。本市のホームページの中でも総合教育会議とかいろんな市民からの提言ということでこの課題については出されておりますので、ぜひそういうものも含めて今後さらに推進していただきたいと思います。

時間の関係で走りますが、次にセクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）等の現状と防止対策について市長にお伺いしたいと思います。

この問題について、現在、セクハラだけでなくパワーハラスメント、パワハラ、マタニティーハラスメント、マタハラ、パタニティーハラスメント、これはパタハラということなど、職場や地域において嫌がらせを受けている被害者も多く出されています。マスコミでも報告されているわけなんですけれども、本市の現状につい

てどのように把握されているのか。そして、その防止対策について具体的にどう進められているのかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 職場におけるセクハラを含めたさまざまな嫌がらせなどに対する問題については、まず山形労働局で相談窓口を開設しているとなっております。その労働局の資料によると、男女雇用機会均等法関連の相談件数というのが示されておりまして、山形県全体の数字になりますけれども、平成27年度では251件というのが相談件数。そのうち143件がセクシャルハラスメントに関するもの、また47件が妊娠等による不利益取り扱い等に関するもの、マタハラ関係となるんでしょうか。合わせると190件ということで全体の75.7%を占めているというのが現状であります。

ただ、これ県全体の資料でありますので、市町村別の資料というのは示されておりませんので、寒河江管内でどういう相談件数があったかというのは労働局の資料ではわからないというのが現状であります。

また、一方、寒河江市におきましては子育て推進課に母子・父子自立支援員と兼務する婦人相談員の方を1名配置しているわけであります。28年度においては婦人相談の件数304件がございましたが、セクハラ関係に関するものは304件の中にはなかったとなっておりますのでございます。

また、防止策についてもあわせてお答え申し上げたいと思いますが、御案内のとおり、昨年度に寒河江市第2次男女共同参画計画というものを策定させていただきましたが、策定の際審議会の委員の方からは、あらゆる女性が働きたいと思えるような環境をぜひ整えていく必要があるというお話でありますとか、仕事と生活が両立できるような環境づくりを進めていく必要があるという御意見が出されておりました。

そういった中で、企業経営者の方も意識改革が必要ではないかという御意見も出されているところでございます。そういった意味で、寒河江市でもさまざまな意識啓発のためのチラシがありますとか、労働局で設けている相談窓口のお知らせを掲載しているということで、セクハラを中心にしてさまざまな啓発、その防止について周知をしているところでございます。

また、現在、市内の企業に対してメールマガジンを配信しているところでありまして、これを利用してセクハラ等の防止も含めて企業経営者、管理者、管理職のほうの方に向けての情報提供を進めているところであります。

具体的には7月に山形市で開催されるパワハラ対策支援セミナーというものを予定しているわけでありまして、このお知らせを提供しているところでございます。また、終わりましたけれども、先日5月24日にハートフルセンターを会場にダイバーシティ推進セミナーというのを青年会議所と共催の形で実施させていただいております。ダイバーシティという言葉自体は多様性とか相違を意味するわけでありまして、企業においては多様な人材を生かして最大限の能力を発揮させ、活用しようという考え方でございます。当日、80名を超える参加者がございまして、講師の方からは、管理職、上司が部下に接する際のマネジメントなどについて御講演をいただいているところでありまして、広い意味ではこうしたマネジメントの中にはセクハラ、パワハラの防止なども含まれていると思っております。

今後機会を捉えてより広く防止についての周知を図っていきたいと考えております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。きのう市立病院に伺ったところ、各職場にもこうした防止に向けたポスターなども掲示されておりまして、職場ぐるみで取り組まれているんだなど

いうことを思っています。ぜひ進めていただきたいと思っています。

さて、最後の課題になりますけれども、これは質問というより要望でございます。(仮称)働く女性の法律セミナーを実施してはどうかということです。

これも私の3月議会の質問でも申しあげたんですけれども、ジェンダーの視点から正職員と非正規職員、社員の格差解消というものが今問われているんだということで、特に女性が健康で安心して働き続けるためには、育児や介護の法改正をもっと市民に広く周知すべきですし、ホームページに掲載されていますけれども、これまで実施されたセミナー、ほんの一握りのトップセミナー、キャリアアップセミナー、これはこれで大事だと思いますけれども、一般市民の皆さんを対象にしたセミナーなどを、実効性あるものを実施してはどうかと思いますので、御質問させていただきたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 時間がありませんから端的にお答えしたいと思います。そういったことで、市としてもさまざまな取り組みなどを今までもさせていただいているところでありますし、御指摘のとおり、女性に限らず働く者の権利としてさまざまなハラスメント防止のための取り組み、普及はしつつありますけれども、まだまだだと理解しておりますから、いろんな機会を通して一般女性なども対象にできるようなセミナーなどを開催していきたいということで、検討させていただきたいと思っているところでございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございました。

きょうお話し申しあげました質問につきましては、本当に弱者の立場でありまして教育の現場、民主的な教育をこれからしっかり守っていただきたいところと男女共生社会、女性が輝く、

笑顔が輝く社会にさせていただくために市長、教育長初め執行部の皆さんに切にお願い申しあげて、私の質問をこれで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤智与子議員の質問

○内藤 明議長 通告番号5番、6番について、6番遠藤智与子議員。

○遠藤智与子議員 きょうは朝から雨が降ってありました。この雨がさくらんぼ、そして農家の方たちにとって恵みの雨となりますように祈っております。

さて、質問に入ります。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、通告番号5番、寒河江市の手話条例制定について伺います。このことに関しては、3回目の質問になりますが、今回もインターネット中継をごらんになる聾者の方々にわかるようにと手話を使って質問いたします。

私は2014年6月と2016年9月の議会で寒河江市でも手話条例の制定をと求めてまいりましたが、それはとりもなおさず、障がいがある方もない方も分け隔てのない本当に平等な社会、そして誰もが幸せになれる社会を求めてやまない多くの人々の願いを行政に届け、一緒に実現していきたいという思いそのものであります。

そのような願いが、障害者権利条約や障害者差別解消法などの制定施行として実ってきてい

る中、2013年10月に全国で初めて鳥取県が鳥取県手話言語条例を制定したのを皮切りに、2017年4月現在、13県75市9町の合計97自治体の手話言語条例を制定しております。昨年9月議会で取り上げましたときには52自治体でしたので、1年もしない間に倍近い自治体で制定施行しているということでございます。そして、この間、山形県が78番目として山形県手話言語条例を2017年3月に制定施行いたしました。とても画期的なこと、すばらしいこととうれしく思い、また聴覚障がいのある方への大きな励ましになると勇気づけられました。

昨年9月議会の市長の答弁では、国や県の動向を見ながら研究調査し、第3次障がい者基本計画の趣旨も踏まえ、条約化の必要性について啓発も進めながら関係団体の皆さんの意見もお伺いした上で検討を進めていきたいということでございました。そこで伺います。

このような状況の変化を受けて、現在、寒河江市ではどのような進捗状況になっているかお聞かせください。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員から手話条例に向けての取り組みについて御質問がありましたから、ああ、手話通訳ないわけですね。（「残念ですね」の声あり）

先ほど遠藤議員からもありましたが、遠藤議員は26年6月、28年9月ということでこの質問をいただきました。前回の答弁では、関係団体の皆さんの御意見などもお伺いした上で条例の制定については検討してまいりたいということをお願いしたわけでありまして。そういった中で、実際昨年12月、関係団体、これは寒河江市聴覚障がい者協会の代表の方と市の担当課で意見交換の機会を持たせていただいたところであります。そういう中では、団体の代表の方の御意見としては、当然条例化は必要であるけれども、まずその内容などについて団体の皆さんも大い

にこれから勉強していきたいというお話がありました。

初めて意見交換をさせていただいたところもありますから、我々としては今後も連携をとりながら勉強させていただきたいということで、またこの6月にも打ち合わせをさせていただいて、今後どういう形に進めていくことが前に進むことになるのかについて意見交換をさせていただきたいという状況があります。

県では、3月議会におきまして議員提案により手話言語条例が制定されたということでありますから、その内容なども我々十分検討させていただいているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 聴覚障がい関係団体の皆さんとの意見交換会が行われ、ことし6月も打ち合わせがあるというお話でございました。今回、私もいろいろ質問するに当たりましてお話を伺ったところでございます。近隣の山形県内の各関係者が集まってこの手話について、手話条例について、同じような思いを持ってスタートするという、したいというお話でございました。それに先立ちまして、私もその啓発の一つになればと思っけきょうの質問をするわけでございます。

今、市長のお話にもありましてとおり、山形県では議員発議で手話条例が制定されました。ことし3月6日付山形新聞に、手話普及促進へ230人が決意新たという見出しで、天童での耳の日集会の記事が載っておりました。代表の県聴覚障がい者協会の小野会長は、県議会2月議会に今言ったように議員発議で県手話言語条例案が提出されたことを紹介して、県の条例採択で終わることなく市町村手話言語条例の制定にも取り組んでいきたいと挨拶して、手話が社会的に周知され、誰もが簡単な手話で挨拶できるような社会を目指していこうとする大会宣言が読み上げられたと報道しております。

そこで、意見交換会など進めていただきながら、この寒河江市でもぜひ先陣を切ってそれに向かってほしい、できれば手話条例の制定を県内初として制定していただけたらうれしいなという思いでありますけれども、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど遠藤議員からも御紹介ありましたが、ことし3月までで全国では97の自治体の手話言語、さらにコミュニケーションに関する条例というものが制定されて、ほぼ倍増に近い形で半年ぐらいの間にふえているという状況もあります。また、先ほど来御紹介がありましたけれども、県のほうで3月に手話言語条例が制定されたという流れがあるということは十分私どもも認識をしているところでございます。また、一方で国の法制化の動きなども十分注視しながら、先ほどお話し申しあげましたけれども、関係団体の皆さんといろいろな議論を重ねて前に進めていくことが大事なかなと思います。

条例制定のお話でありますけれども、先ほど遠藤議員からもありましたけれども、県の条例なんかを拝見しますと目的あるいは基本理念ということで、やはり聾者と聾者以外の方が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生していくのが基本だとうたっているわけありますので、そういったことを十分に踏まえながら、そういう社会の実現に向かう条例制定が一つのきっかけになっていくとも思いますから、繰り返しになりますけれども、団体の皆さんとも十分御相談、意見交換をさせていただいて前に進んでいくように頑張っていきたいと思います。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 いつも傍聴に来てくださる方の中には、今後検討するということは期限が決まっているのか、いつまでするのだということまで聞かないとだめだよなんてアドバイスを受

けたりしております。ですので、このたびやっぱり本当に検討するということを絵に描いた餅でなくて本当の意味で進めていけるように、ぜひぜひ当事者の聴覚障がい者の方の思いを十分に聞いていただいて、実りのある条例制定が進んでいけばと思っております。

それで、第3次寒河江市障がい者基本計画の中には、障がいのあるなしにかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会というのを目指しております。社会的バリアフリーを一層推進していくということでございます。

ことし1月31日付山形新聞に山形市の手話サークル手話っち、通称シュワッチと言っているようですが、シュワッチですね、会長の田代あゆみさんのお話が載っておりました。

田代さんは言います。聾者は社会に出ると壁に直面します。社会では手話を知らない聴者の方が圧倒的に多数です。手話も一つの言語で英語と同じ、みんなが英語を話す社会の中で1人だけ話せない状態を想像してみてくださいと言っております。

話を通じる相手がない環境の生きづらさは想像を絶するものかもしれません。言語のバリアを解消していこうと、それこそ地域の各地で地道な活動がされております。寒河江でも手話サークルの方たちや関係者の努力が積み重ねられております。

昨年9月議会での市長の答弁の中でも、手話、また要約筆記、点訳、代読、代筆などなど、障がいに合わせたさまざまな意思疎通の支援というものをさらに充実していく必要があると認識しているというお話がありました。コミュニケーションのバリアフリー化について、壁がなくなることについてこれまでどのような前進があったのか教えていただきたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 バリアフリー社会の実現に向けての取り組み状況ということで御質問をいただきましたが、先ほど遠藤議員から御指摘ありましたけれども、第3次障がい者基本計画というのを昨年3月制定させていただいて、障がいのあるなしにかかわらず、全ての市民がお互いに人格と個性を尊重し合いながら、生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指していこうというのが基本理念でありまして、その柱となっておりますのが、先ほど来ありますけれども、地域で支え合うバリアフリー社会の実現ということでございます。これは、安全安心に全ての市民が生活できるように、ハードのみならずソフトも含めて、社会全体のバリアフリー化というものを推進していくことを狙いとしているところでございます。

また、一方で去年4月には障害者差別解消法という法律が施行されまして、不当な差別的取り扱いの禁止、また合理的配慮の提供が求められていくようになったわけであります。その実現のためには、御指摘のようなコミュニケーションの保障というのが大前提になると思っております。そのために、手話はもちろんでありますけれども、手話のみならず要約筆記、さらには点訳、代読、代筆など障がいの程度に合わせたさまざまな意思疎通の支援というものが大変重要だと認識しているところであります。

具体的な取り組みはどうかという御指摘であります。今年度から手話・要約筆記奉仕員派遣事業というものについて意思疎通支援事業という名称も含めて改正をさせていただいて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣対象について、これまで公的機関などでの手続に限っていたわけでもありますけれども、それを社会生活上支障があると認められる場合というふうに拡充させていただいて、バリアフリー化の実現に向けて進めているところでございます。御理解を賜り

たいと思います。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 要約筆記、点訳、代読、代筆といった手話だけに限らないコミュニケーションのバリアフリーというものを進めていくんだということで、具体的な対策が今お話がありましたけれども、ぜひさらなる拡充、充実を求めていると思います。

というのも、私もいろいろお話を伺いましてこんなことを言われました。例えば病院の情報の保障、寒河江市では寒河江市の市民に限っては通訳者を呼んでいろいろ症状とかお医者さんが聞くということができますけれども、寒河江市以外の、例えば大江とか朝日とか他の町村から来る患者さんに対しての聞き取りといいますか、病状の訴え、それはきちんとできているのか心配なんだということがあります。それに限らず、例えば観光でお祭りとかいろいろなことで寒河江市を訪れる方が突然病気になる時とか、病院に担ぎ込まれるわけですね。そういったときに、聾者の方もいる場合の情報の守り方、聞き方、そういうこととか、寒河江市のイベント、いろいろ頑張って計画しておりますけれども、例えばツール・ド・さくらんぼですとか講演会とか、いろいろな企画の場合に要請があるから通訳者を派遣するというのではなくて、この寒河江市に聾者もいるんだということを前提にした対策というか、雰囲気づくり、寒河江市内のそのような意識づけをもっと大きく広げていく必要があるのではないかとことを言われました。

それから、字幕、テレビでは大分字幕が流れておりますけれども、議会でも近い将来、今すぐは無理でも近い将来にインターネットに字幕が流れるとか、聾者の方もわかるようなやり方も今すぐは無理でも考えていってほしいという声があります。また、この議会でもこのように一般質問するとき、議員の皆さんが初めの挨拶

と自分の名前だけでも手話で言ってもらおうとすごくうれしいんだという声を言われるんです。それは、とりもなおさず市長についてもぜひ覚えていただいて、冒頭の挨拶だけでも手話を使うような雰囲気づくりといいますか、啓発を私たち一緒になってやっていく、進めていくということが大事なんじゃないかなと思われました。

また、さくらんぼ大学、ありますが、その中に手話教室を入れてはどうかという声も、出前講座というのはあるようでございます。けれども、さくらんぼ大学の中にもぜひ入れてみてほしいのよという要望がありました。このようなことを踏まえて、ぜひもっと過ごしやすい寒河江市にということになるように進めていきたいなと思っております。

昨年、私は厚生文教常任委員会で大阪府の大東市こころふれあう手話言語条例の視察に行っていました。そしてまた、有志の議員でも三重県の松阪市へ手と手でハートをつなぐ手話条例というものの視察をいたしました。共通して感じたことは、情熱なんです。手話普及啓発事業などでポスターのコンテストをしたり、また手話クイズ、手話ダンス、キッズダンスパフォーマンスなどの工夫がされておりました。また、窓口業務の職員を初め、職員や私たち議員なども手話講座など簡単な会話ができるように、隗より始めよのことわざどおりやってみてはどうかなと思うのですが、これについていかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 確かに、遠藤議員おっしゃるような先ほど来の御質問の趣旨からだんだんそういう流れになってきている、日本全体がそうになってきているのだと思います。テレビなどでもワイプか何かで手話の方が出たりするのが、朝のいろんな番組なんかでもふえてきているというのがありまして、そういう中でより多くの方

が手話もできるようになるような環境になっていけば、それこそ心のバリアフリーも含めてなっていくのではないかと私どもも考えているところでございます。

寒河江市としても、これまでも平成12年度から手話教室などを継続して実施をしてきておりまして、これまで延べ約480名の皆さんから受講をしていただいて手話奉仕員の養成と手話に対する理解の促進に努めてまいりました。本格的に、遠藤議員のように勉強するとなると結構な時間も労力も努力も必要だとなります。ただ、おっしゃるように、出前講座的なもので簡単だと申しましょうか、挨拶程度の手話を勉強するなどということもいろんな機会が、要請があれば出前講座の派遣をすることもできるわけでありますので、議員の皆さんでもそういう機会があればそういうのを利用させていただきたいと思えます。

また、市役所の窓口なども来庁者の方が障がいを持っておられる場合の、障がいの内容に応じて対応しているということが求められるわけでありますので、ハートフルに通訳できる方がいらっしゃるのですぐ来ていただくということも対応しているんですけれども、できれば簡単な通訳ができるような講座なども受けて検討していきたいと思っております。

いずれ、職員も含めていろんなそういうみずからバリアフリー化に向けて努力をしていくことにさせていただければと思います。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 そうですね。隗より始めよという言葉どおり、まず私たちが始めていって、ひいては寒河江市の会社とか病院、それから学校もそのような雰囲気がどんどんと広がっていけばさらに優しい寒河江市になっていくと思います。

ことし聴覚障がいの協会の集まりもありますし、いろいろ勉強会も予定されております。そ

ういう会にはぜひ率先して参加をしていただき、一緒になってこの啓発に努めていきたいなと思っています。

ちょうど30分くらい過ぎましたけれども、手話条例については、1人の小さな手、何もできないけれど、それでもみんなの手と手を合わせれば何かできる、何かできる、歌の歌詞にもありますように手と手を合わせて一緒に皆さん進んでまいりましょうと言いなさいよとアドバイスを受けました。ぜひ一緒に進んでまいりましょう。このことを申しあげまして、この手話条例制定についての質問は閉じたいと思います。

続きまして、通告番号6番、高齢者支援について伺います。

平成30年度寒河江市重要事業要望書の中で、介護保険制度、その安定的な運営を図るための財政支援について書かれております。介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支え合う仕組みとして平成12年、2000年4月に創設され制度が一定定着しているというものの、高齢者人口の増加によって介護保険給付に係る費用も増大しているという状況にあります。保険者である市町村の負担はもとより、被保険者の保険料も大幅に上昇して大きな負担となっております。ということが書いてありまして、その安定的な財政運営をするための適切な措置を進めるよう切実な要望がたくさん書かれておりました。本当に切実であります。介護保険制度のたび重なる改定によって、最近では5月26日に法案が採決され、2018年8月から現在2割負担の人の一部の人の負担がさらに3割に上げられます。社会保障のためといって消費税が8%に上げられましたが、そのお金は一体どこに行ったのかと思うばかりであります。

そのような中でも私たちはみんな生きていかなければなりません。精いっぱい生きて年を重ね、誰もが高齢者になっていくのであります。そして、誰もが幸せな生活を望んでいるのであ

ります。そんな願いを少しでも多くかなえていくためにという思いで質問いたします。

まず、現在のひとり暮らし高齢者の数と高齢者夫婦または高齢者だけの世帯数をお聞かせください。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県に毎年報告をしている在宅高齢者数調査というのがあります。これによりますと、平成29年4月1日現在で寒河江市におきます65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方は1,263人であります。65歳以上の夫の人と60歳以上の妻の方で構成される高齢夫婦世帯数は1,604世帯になっております。65歳以上の高齢者のみの世帯数については2,852世帯となっております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 この世帯数について、平成25年4月1日の時点と比べまして、確かにふえていていると思いますが、3つの世帯数の比較を教えてくださいましたらと思います。よろしく願います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 同じ調査であります。平成25年4月1日現在におきましては65歳以上のひとり暮らし高齢者の数は925人でした。65歳以上の夫と60歳以上の妻で構成される高齢夫婦世帯数については1,294世帯となっております。65歳以上の高齢者のみの世帯数は2,100世帯となっております。そういうことで、25年と29年度を比較いたしますと、ひとり暮らし高齢者数及び高齢者のみの世帯数については1.4倍、それから高齢夫婦世帯数については1.2倍の伸びとなっております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 平成25年と比べますとひとり暮らしの方が1.4倍、そして高齢者夫婦の方が1.2倍ということでございます。思ったとおり、どんどんとふえていっている状態です。

このような実情の中で、把握している問題点などがあれば教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 高齢化が一層進んでいるわけがありますけれども、そうした中で、近親者の方などが近くにいないような、要するに支援が必要とされるひとり暮らし高齢者というものが大変ふえてきているというのが見られるわけがあります。今後そういう方がだんだん、さらにふえてくるということが想定されますけれども、現在そういった方々に対しては、民生児童委員の皆さんとか地域福祉推進員の皆さん、あるいは御近所の皆さん方が協力して地域の見守りをしているというようになっていますが、もう一つの懸念は、支援を必要とする高齢者の方だけでなく、健康であってもやはり1人でお住まいの方などは孤立化をするということもいろいろな面で懸念される、心配されるということがありますから、高齢者の皆さんが地域の中で安全安心に暮らしていける、さらに広い意味での、先ほど申した見守りよりさらに広い意味での見守りの体制というものを充実していく必要がありますし、もちろん支援の必要な方などについては、特に災害時などが相互の支え合いの体制なども充実していくという必要があると思います。

そういう意味で、地域のコミュニティーの充実というものが必要になってくるわけでありませうけれども、逆にこれからそういうコミュニティーがなかなかうまく機能していかない可能性が出てくるのではないかとということが懸念されるわけでありませうので、そういった意味での我々行政としても懸念を持ちながら、何とか地域社会の維持を努めていく方策などについても研究していかなければならないと考えております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 見守り体制の強化、コミュニケーションの強化ということで考えているということでございますけれども、私のところにも、お茶飲みする相手がだんだん減ってきて寂しくなったのよとか、また1人でいるとあしたの朝生きて起きられっぺかと思うのよとか、仏様に御飯あげらんねと思って頑張っているんだとか、さまざまな思いが寄せられております。コミュニケーションの場が少なくなって、市長におかれましても難しくなっているのではないかとという懸念があるというお話でございましたけれども、まさしくそのとおりでございます、ひとりぼっち、孤独で寂しい思いを抱いて生活している人々が多くなっているのではないかなと私も心配であります。

そして、家族はいても日中は1人だけという高齢者も多いようでございます。そんな方たちが気軽に集まって集える居場所づくりに力を入れることは、本当にとっても大事なことで、大切なことだと考えるわけでありませう。居場所づくりは、人づくり、ひいては地域づくりとも言われておりますけれども、これらのそういう支援が、懸念を抱いているということでございますけれども、そういうことへの支援、どのようにされようとしているのか、考えているのか、まさにプロセス、過程だと思いますけれども、今時点で考えていること、されていること、具体的にあれば教えていただきたいと思ひます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 特に、高齢者の皆さんの地域での居場所づくりというのはこれからも大変大きな課題になっているということを申し上げましたが、これは言ってみれば今に始まったことではなくて大分前からそういうことが懸念されていたわけでありませう。我々の市としても高齢者の方が地域の中で歩いていけるような居場所づくりを踏まえて、先ほど遠藤議員は人づくり、地域づくりとおっしゃいましたけれども、我々

は健康づくりも含めて町会単位に平成21年度からふれあい元気サロンというものを実施させていただいております。市のふれあい元気サロンと同時に社会福祉協議会でもふれあいいきいきサロンというものを、これは15カ所ほどですけれども、市が45カ所、合わせて市内には60カ所のこういうサロンを設けさせていただいて、月に1回とか2回とか輪投げとかカラオケなどのレクリエーションあるいは健康についての講演会、さらには地域によっては旅行などいろんな工夫をしていただいて活動していただいている、努力をさせていただいております。

また、平成27年度からはいきいき100歳体操というものを地域の高齢者の皆さんが週に1回集まって、体操して元気になれるという自主グループの育成なども進めていただいております。現在6カ所でそういう活動が展開されているとなっております。

また、そういう高齢者の皆さんを支援していく介護予防サポーターというものについても育成していく、平成27年度から実施させていただいて、これまで27名の方が修了して高齢の方の介護予防活動の支援を行っていただいているところであります。

遠藤議員御指摘のように、地域の中で高齢者の方が生きがいを持って気軽に集まれる場所で、そこに支援する方も集まって楽しみながらコミュニケーションをとって健康づくりにも資していけるような活動というものをさらにどんどん広げていく、そのことが地域の活性化に結びついていくものと思っておりますので、さらにこうした活動を地域の方々の御意見なども踏まえながら推進していきたいと考えております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 寒河江市と社会福祉協議会と合わせて60カ所のサロンをつくっているという、いきいき100歳体操とかさまざま取り組んでいるというお話でございましたけれども、平成28

年7月20日付の寒河江市社会福祉協議会だよりアイサポートにはそのサロンの1つでありますところが、出かける楽しさ、会えるうれしさというフレーズですね、その中の1つでありましたが、サロンが始まりましたという表紙を飾っておりましたね。その表紙は大変皆さん和やかな雰囲気ですととてもいい表情で写っておりました。けれども、ことしの5月いっぱい閉めることになってしまったというお話をお聞きしました。そのサロンを別の会場でやることになったとのことですが、県の予算が切られてしまったということで運営も大変なものがあると思うのです。お金の切れ目が縁の切れ目ということにならないような、本当に市民の善意が報われるような援助ができないものかと思うわけなんです。ですので、これについてお聞かせしていただくことができるでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 駅前ですという誰もが気軽に立ち寄れるような、ふらっとというんですか、そういう事業展開しておられたということについては、我々も十分承知をしているところであります。県の事業を取り組んで実施していただいたことでもあります。県でそういう支援が平成28年度限りだということで我々もいろいろ御相談させていただいた経緯がありますが、実際NPOの皆さんの意見等、必ずしもマッチングがうまくいかなかった面があるわけですが、中でそういういきいきサロンを展開していた方は別の場所で同様の趣旨の事業をこれからも展開していただくとなっているようですが、できるだけ何とかそういう、確かに参加される皆さんも結構いっぱいいらしてにぎわっていたというお話もお聞きをいたしましたので、これからさらなる展開などを踏まえて我々もいろんな取り組みをさらにふやしていくようなところで、御協力もさせていただきたいと思っております。また、そういうサロンがさらにふ

えていくことを期待したいと思っているところ
でございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 そうですね。やっぱり、当事
者と担当者がマッチングができなかった、係と
当事者の本人がマッチングが難しかったんだと
いうことでございましたけれども、何ていうん
ですか、先々と自分たちのほうから担当の方か
らこれからどうなるのかを見据えていただいて、
気軽に声をかけていただけるような、そんな能
動的な働きかけというものは必要でないかと思
うんですね。やはりなかなか当事者の方は不案
内なところもありますし、そういうところを一
緒になって先々と相談に乗って声をかけてくだ
さるような雰囲気づくりというものも大事な
んじゃないかなと思うところであります。ぜひお
願いしたいなと思います。

そしてまた、時間が足りなくなっていってしま
いましたが、駆け足でやりたいと思います。

まず、さまざまな自立支援というものの、それ
から先ほど市長が言いました地域の中の福祉相
談員、民生委員、見守りの人たちの強化を進め
ていって、介護予防をするサポーターをつくら
せていくんだということでございました。それも
とてもいいことだと思うのですが、支援
を必要とする人をその地域住民や福祉関係者が、
それこそ我がこと丸ごととして支えることはい
いんですけども、そういう地域共生社会づく
りもさることながら、一方では公的支援を縮小
してしまつて何もかも地域の住民の皆さんに担
わせてしまうようなものにならないように、必
要なときはきちんと給付が受けられるような、
誰もが安心して暮らせる社会保障制度というも
のを進めていく必要があると思うんです。です
ので、自立支援と並行して、介護保険の制度の
あり方というものも考えていく必要があると思
うのです。

先ほども言いましたけれども、政府はさらに

要介護1と2の方をまた外して総合事業に移し
ていくんだと検討しているようでございます。
まだですけれども。そういうことでは、本当に
使いたいときに使える介護保険というものもき
ちんと進めていくということも捉えながら、こ
の総合事業というものもしていく必要があるの
ではないかなと思うわけです。

先日、私たち議員16名が認知症サポーターの
養成講座というものを受けまして、サポーター
になりました。認知症サポーターの進捗状況な
ども教えていただきましたのでございますけれども、
残り時間がありますですね。これは後ほどの
機会ということでまとめたいと思いますけれど
も、私たち何歳になつても、認知症になつても
生き生きと暮らしていきたいと思います。あり
がとうございました。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

休 憩 午後 2時00分

再 開 午後 2時10分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

國井輝明議員の質問

○内藤 明議長 通告番号7番について、11番國
井輝明議員。

○國井輝明議員 いよいよ6月に入りまして、寒
河江市が最も活気づく月になりました。この寒
河江市はさくらんぼ、そして6月はさくらんぼ
にちなんだ大変多くのイベントが開催されます。
多くの観光客が訪れることと思っておりますし、
期待しているところでございます。私個人的で
はございますが、6月10日にツール・ド・さく
らんぼにエントリーしております。佐藤市長も
エントリーというか参加されるわけでしょうが、
私は一参加者として、また1人の市民として、
参加者の皆さんにおもてなしの心を持って楽し

んでもらって帰っていただきたい。そして、来年もまた参加したいとますます交流人口がふえるように頑張ってPR活動もしていきたいと個人的に思っているところでございます。

早速でございますが、質問に入らせていただきます。

通告番号7番、農業政策について。

私、寒政・公明クラブの一員として、このたびの質問に関心を持つ市民を代表して質問させていただきます。

まず、剪定枝回収の支援について質問させていただきますと思います。

制度廃止に至った経緯についてですが、そのことについて、村山総合支庁管内で果樹剪定枝の有効活用を目的に無料回収を平成27年度まで行ってまいりましたが、県の果樹剪定枝有効活用事業補助金の廃止に伴い、無料回収は終了しております。こうした背景には、以下2点について見解が出されております。

果樹剪定枝有効活用事業は、実証実験終了後の市町の事業に対する果樹剪定枝有効活用事業補助金による赤字補填、回収量に対しての定額補助、平成25年度より実施してきた地域主体の取り組みに対する本補助金制度は県の財政当局から3年限り、平成25年から27年とされており、その間採算性の改善に向け検討を行ってきたが大きな改善には至らずということでありました。

我々寒河江市議会では、3月議会と9月議会の終了後に年2回の議会報告会を開催しておりますが、その席上でも果樹剪定枝の無料回収を再開してほしい、もし無理なら剪定枝の焼却処分を堂々とできるようにできないか等々農家の方より多くの質問を受けてまいりました。こうした多くの意見や、私自身でも寒河江市単独でこうした支援は継続していくべきだと思っております。

まず初めに、支援制度が廃止に至った経緯についてお尋ねいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国井議員から果樹剪定枝の県の制度廃止に至った経緯ということで御質問がありましたが、この事業については先ほど来ありましたけれども、県、それから村山地域の関係市町及び関係機関が村山地域果樹剪定枝等循環利用協議会というものを組織いたしまして、循環型社会の形成に向けて剪定枝の有効活用実験及びその検証報告を行ったものでございます。

理屈は、剪定枝を無料で回収してそれを破砕してチップにして、そのチップを木質バイオマス発電事業者に販売するという事業であります。そして得た収入によって事業の運用コストを賄うという循環型の事業展開を最終的な目標としたところでございます。

今ありましたように、県や市町及び回収事業者の費用負担によって事業が軌道に乗るまでの3年間、協議会主体で実証実験を行って、引き続き地域主体の取り組みによって黒字化の道筋をつけようとしたわけでありますけれども、人件費などの処理コストあるいは発電所までの運送コストに対して販売価格が追いつかず、また新たな販売ルートや利用方法なども検討してきたものの、採算性改善のめどが立たなかったということから、27年度末をもって協議会を解散して補助事業も終了したということでございます。

先ほど御指摘がありました、このため28年度以降についてどうしていくかということで寒河江市でも検討してまいりましたが、今まで同じような事業展開では今後も黒字化の見込みが立たない、恒常的に財政負担が生じてしまう、あるいは回収業者の地理的な条件から利用農家が東南部地域に偏っていて市内全体の公平性に欠けるなどという御指摘もあって、剪定枝の処分について新たな方法の検討ということをしていくということにさせていただいているという状態でございます。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 御答弁の中身でもやはり黒字化が難しい、また回収するに地域が偏る等の答弁でありました。やはりそういった実情もあるのかなと感じて、今お伺いさせていただきました。

そういったこともあります、やはり別の観点で議論させていただきたいと思っているんですけれども、野焼きといいますか焼却処分について、いろいろ関係がありますので、次の剪定枝焼却に伴う林野火災について質問させていただきたいと思います。

果樹剪定枝の回収についてでありますけれども、私の手持ちのデータによりますと、寒河江市では平成24年度は172トン、回収したトン数ですね。平成25年には142トン、26年度には194トン、平成27年度、最終年度でしょうか、支援しているとき211トンとなっております。平成25年度はやや落ち込んだものの、総回収量は年々増加し27年度の回収量は最多となっております。

また、村山総合支庁産業経済企画課でまとめた村山地方全体での林野火災の件数データを見ますと、平成15年から21年の7年間で77件、1年間で平均しますと11件、平成22年から25年の4年間では24件、1年平均が6件であり、1年平均増減率はマイナス45.5%となっております。私は、剪定枝回収をしている、することで、林野火災の件数を少なくできると考える一人であります。

そこで、本市で剪定枝の焼却による延焼被害はどの程度発生件数があつたのかお尋ねさせていただきます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これは消防本部から聞いたデータでありますけれども、剪定枝の焼却が原因の林野火災については、先ほど平成15年から21年ということがありましたので、平成15年から21年までの7年間で6件でございます。21年から

昨年28年までの7年間では4件となっております。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。15年から21年では6件、21年から28年までは4件ということで、人によって多いか少ないかは基準が違ふと思いますが、やはり焼却することによっての延焼というものは実際に起こっていたということでありました。

ただいまの質問に関連して質問いたしますけれども、こうした火災発生に伴い、消防が出ていると思いますけれども、本市所属の消防団員の出動は何名であり、どの程度費用が伴ったのか、お尋ねさせていただきます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど平成15年から28年まで合計で10件の火災があると申しあげましたけれども、合計で375名の消防団員が出動しております。御案内のとおり、出動に伴う報償費というものをお支払いしておりますが、41万2,500円の報償費をお支払いしているという状況でございます。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 御答弁ありがとうございます。

またちょっと別のことになりますけれども、これに関連した質問として、剪定枝の焼却に他のごみをまぜると野焼きということになると思ふんですけれども、そうしたごみを燃やしたことによって罰金を支払ったという事例はなかったのか。もしありましたらその金額なども教えていただけたらと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 警察本部に問い合わせいたしましたが、罰金の金額などは非公表ということになっておりますので、実際の実例の件数、罰金額については不明だということにさせていただきました。

○内藤 明議長 國井議員。

○**國井輝明議員** 不明だという御答弁でありました。実際のところ、私も警察に問い合わせたわけですが、支払ったというお話を私も実は聞いておりますのでそういうことがあるんだと、実は件数を知りたかったわけでありますけれども、非公表でありますので了解いたしました。

それでは、剪定枝の無料回収の支援、本題のことについて質問させていただきます。

先ほど質問したとおり、剪定枝の焼却は大変危険が伴っていると思っております。剪定枝の焼却では火種が長いときでは四、五日残っていると言われております。

個人的な話になりますが、私が自転車で夜にトレーニングしているんですけれども、走っているときに見かけるんですが、個人の畑で剪定枝を焼却していると思える炎が上がっております。これは一、二カ所という数ではなく、日をずらせば何十カ所という違う場所で同じように炎が上がっているのです。夜であり、あたりは真っ暗でその近くには人はいない状況であります。先ほども林野火災のことに触れましたが、こうした火種が風にあおられ実際に引火することもあるわけであります。また、剪定枝を焼却する場合には、家庭ごみと一緒に燃やすことも、先ほどありましたけれども、野焼きという形なんでしょうけれども、日中、目視できる黒い煙が立ち上がっているときがあるわけであります。こうした光景は皆様にとってどのように映っているのかなと思います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却、政令第14条に法第16条の2の3号の政令で定める廃棄物の焼却は次のとおりとするとして、その4項で農業林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却として認められているようでございます。

しかしながら、寒河江市としましては美しい

環境を守るため野焼きはやめさせるべきであると思いますし、林野火災にもつながる可能性が高いことから、野焼きを行わないようしっかりと対応すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上のようなことから、本市独自に、さらに拡大して言えば村山郡の市と町で協力して剪定枝の無料回収を実施できないものかをお尋ねさせていただきます。

○**内藤 明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 剪定作業については樹木の成長促進、病虫害の繁殖を予防するということで必要不可欠な作業でございます。したがって、これに伴い発生する剪定枝の処分、処理方法というのは、農家の皆さんにとっても大変重要な課題になっているわけでございます。

先ほど國井議員御指摘のとおり、剪定枝については廃棄物及び清掃に関する法律によると、農業林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却として焼却禁止の例外とされているわけでありますけれども、改善命令とか措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能であるとされております。

寒河江市といたしましても、農事実行組合などを通じて文書によって焼却以外の方法での処分をお願いしているところでございます。また、病虫害の防除などのためにやむを得ず焼却するという場合であっても、消防署等に事前確認の上、火災が起こらないよう十分注意するとともに、煙等が生活環境に影響を与えないように注意喚起を行っているところでございます。

しかしながら、剪定枝については長らく焼却による処分が行われてきたというのも事実でありますから、農家の方から焼却以外の方法で処分していただくためには、焼却処分が環境に与える影響あるいは危険性などについて改めて御理解をいただく必要があると考えているところでございます。

寒河江市では、昨年度、寒河江西村山地区バイオマス資源利用検討協議会というものを立ち上げさせていただいて、西村山の4町からも参画させていただいて寒河江市木質バイオマスエネルギー導入計画というものを策定しているところでございます。いずれにいたしましても、剪定枝あるいは間伐材などというものは貴重な再生可能エネルギーでもありますので、広域的に回収、そして利活用できるよう大いに検討していきたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 ただいまの答弁では、回収は再開しますということではなかったわけですが、いよいよこれから協議を進めていきたいという答弁でございましたので、その経過についてはこれから私もしっかりと見ていきたいと思っています。しかしながら、火災につながるとか危険性が伴う、環境にもちょっとということがありますので、ぜひそういった指導はしっかりとしていただければと思っているところでございます。

それでは、そうした関係で剪定枝の処分についてちょっと議論させていただきたいと思うんですけれども、農家からの協力というところでございます。

先ほど黒字化が難しいということで循環型が難しいというお話でございましたが、このことに関係してではありますが、実は市内の処理業者の方とお話をさせていただきました。そのとき、剪定枝の回収に協力したい、また、市内に数カ所、先ほど地域に偏りがあるというお話でしたが、市内に数カ所、剪定枝の集積所を設けていただければ集積に伺うというありがたい言葉もいただいているところであります。

私は、寒河江市には正確な数はわかりませんが、さくらんぼ農家だけでいいですよと1,000軒を超すと言われておりますが、剪定枝の処分料についても相当額超えると言われておりますの

で、農家の方からも低額の処分料を負担の協力をいただいてもらうことも考えられるのではないのかなと思っております。このことにつきまして御見解をお伺いさせていただきます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 國井議員からは、市内の処理業者の方から剪定枝回収の協力について非常に前向きなお話をいただいているということですが、そういうことは大変私も心強く思っているところでございます。

御案内のとおり、今市内の処理業者の方は10キロ当たり150円で購入を受け入れているということでございまして、さらに業者の方が発行する木材資源リサイクル推進カードというのに事前に登録した場合は、さらに10キログラム当たり5円の割引を受けることができるというふうになっていると聞いております。

剪定枝の回収量については、先ほど来ありましたけれども、有料となった平成28年度の回収量は17トン、48名からでございましたが、29年3月から5月13日時点まででは既に84.8トン、246名の方がということで、大幅に増加していると聞いております。しかしながら、無料回収を行っていた平成27年は、先ほど来ありましたけれども、211トン、284名でありましたので、徐々にではありますけれども、農家数、回収量は回復してきているのかなと思います。しかし、思いですが、回収されている剪定枝については市内の果樹剪定枝の発生量、大体推計値ですけども、約1,700トンと言われておりますから、それに比べれば5%程度しか回収されていない状況になっております。

回収が進まない要因としては、先ほど國井議員からも御指摘ありましたけれども、経費の面もありますけれども、さらに枝を集めたり積み込んだり運搬したりという労力面での負担が大きいというようなところであります。そういう意味ではありがたいお話をいただきましたが、

集積所を各地に設けるなどということによってさらに経費の軽減も図るということをしていくことによって可能性が高まっていくのかなと思います。効果的な方策などを大いに検討してまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 ただいまの質問に対しまして答弁いただきまして、私もちょっと剪定枝が市内では1,700トンを超えて現在は5%ということで非常に少ない回収量だなど。それぞれで、全てが焼却しているか、または、後ほど質問しますけれども破砕粉碎して処分する方法もあるので、一概にほかの95%はどう処理しているのか、燃やしているかということはないと思いますけれども、そういった業者の方が協力したいということでもありますので、検討していただくということでございますので、ぜひ進めるように検討いただきたいと思います。

次に、農業者に対する新たな支援についてということで質問させていただきたいと思います。

チップターの導入について質問させていただきます。新たな剪定枝の処分については、チップターなるものを活用することにより、剪定枝をチップ状にして畑にまくといった方法や、粉碎した枝を肥料化して有機質肥料として使用している実践農家もいるようです。こうした取り組みで農家の処理型農業や畜産農家との連携推進ができ、持続可能な農業連携が構築されるのではないのでしょうか。

農家の方から、剪定枝の無料回収の支援がなくなったことにより、チップターの共同購入や個人でも購入していると伺っております。また、農業共済の果樹共済に加入することで、チップターが1日2,000円でレンタルできるようでございます。しかしながら、加入者も少なく利用できる方も限られているようです。

このチップターは、値段も平均すれば100万円

前後と大変高価なものであり、またチップターを使う日にちにしても二、三日しか利用しないものなので、購入に踏み切れないのではないかと考えるところでございます。

そこで、寒河江市も支援をして、JAさがえ西村山とも協力しつつ、チップターを購入して農家の皆様に低額でレンタルするような仕組みをつくってみてはいかがかなと考えております。寒河江市内の林野火災の抑制、また林野火災で出動する消防団員の数を抑えることで、それに伴う予算執行の抑制にもつながることを考えますと、これまで実施してきた無料回収ほど、予算がどうかわかりませんがある程度の予算が捻出できるのではないかと考えます。さらに申しあげれば、剪定枝の回収を継続しつつ、先ほど検討ということでしょうけれども、回収を継続しつつ、先ほど申しあげた農家の方より処分するための低額の処分料を毎年チップターの購入代金に充てて、必要台数の確保を目指すべきではないかとも考えます。私の提案する取り組みについて御見解をお伺いさせていただきます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 樹木粉碎機、いわゆるチップターを共同利用する仕組みづくりについて検討されたいという御提案でありましたが、先ほどお話がありましたけれども、山形県農業共済組合が実施している果樹共済加入者に対するチップターの貸し出しですけれども、今年度15名程度の方が利用していると聞いております。その中には、1回に借りられる期間は3日以内ということでありますので、間を挟んで2週連続で借りた人もいるということでした。

確かに、チップターの購入は高い、高額でありますので、利用目的、期間も限られているということで個人での購入はなかなかハードルが高いことでもありますので、共同利用する、共同購入していくという需要は大きなものがあると思います。また、自走式で剪定枝の拾い上げが可

能なチップーも研究開発が進んでいるということを聞いておりますから、こうした機械の導入が可能となれば、農家の方、高齢化しておりますから農作業の負担軽減にもつながっていくと思います。

昨年度、市でスピードアップ支援事業としてチップーの購入補助というものを行ったところでございます。5件補助させていただきました。今後我々としても需要調査などをさせていただいて、まずはチップーの購入支援について検討させていただければと考えているところでございます。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。購入補助ということで5件ほど実績があったということとであります。ただ、私も思ったんですけども、チップー、実際パンフレットとか、現物実は見えてなくて申しわけないんですが、お話によると結構大きいんですね。年間の使用日数が先ほど申しあげたとおり二、三日程度ということは、それ以外の360日程度は自宅に保管。場所もとるわけですね。100万円補助して、どのくらいの金額補助するか詳しくは聞かなくてもいいですが、ずっと自宅に眠るくらいなら市で購入して補助というか、JAさんとも協力しつつ、やはりメンテナンスのこともあるかと思うますので、そういった仕組みはどうかなと思ひまして提案させていただいたところでございます。少しいろいろ調査研究などいただいて、ぜひ前向きに考えていただければと思ひているところでございます。

次の、農業の除雪支援についてお伺いさせていただきます。この質問に関しましてはこれまで同僚議員が何度か質問させていただいているわけですが、やはり先ほど申しあげたとおり、議会報告会に行きますと、道路、冬場剪定するのは農家によって時期がずれる。ただ、冬場に剪定する方も結構いらっしゃるわけでご

ざいまして、細かいところだけでなく1本だけでもいいから除雪してほしいという要望が強いものでしたので、質問させていただきます。

農家の皆さんにとって冬の除雪は大変な作業の一つでありまして、冬期間の農道除雪に建設業者や造園業者等々の協力を得ることはできないのかなと考えております。昨年は冬、いわゆるどか雪によって果樹の枝が折れるなどの被害も多く報告されております。雪の多い日は、道路の除雪もちろん必要であります、一斉除雪がない日には農道除雪などの協力をして被害を減らすなどの対応をしてはいかかと思ひております。農業者の支援、災害対策という観点から、先ほど申しあげました建設業者や造園業者等の業者へ支援を呼びかけてみてはいかかと思ひますが、このことにつきましの御見解をお伺いさせていただきたいと思ひます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、寒河江市の市道の除雪については、除雪協力会という会を事業者の方につくっていただいて、その方に大半のところはお願いしているということがあります。近々、新年度の総会などもありますから、その辺のところ感触などについてもお聞きしたいと思ひます。

前にも御質問があったということとありますけれども、市の答えは大体同じ答えにならざるを得ないわけですが、農道というのは農業生産活動のための道路だということとありますから、基本的には受益者の方が除雪を行うというのが基本だろうと思ひていますが、ただ、平野部の除雪などについては、地元農業組織で国県及び市からの多面的機能支払交付金を財源として建設業あるいは造園業、個人の方へ委託をして除雪を依頼しているというところがあるわけとあります。また、多面的機能支払交付金の対象区域外である中山間地などについては、必要と認める農道については市が直接除雪を実施してい

るという状況でございます。

また、積雪による果樹の枝折れ、果樹棚やビニールハウスなどの倒壊の防止を目的とした枝線の農道についての除雪は、共同で行うための機械導入について市で助成を行っているということにしているところでございます。

これは、農家の方のそれぞれの状況にも異なりますけれども、春先が非常に多いのかなと思います。そういったところで、冬の農道除雪というのはなかなか難しいかもしれませんが、その辺のところは除雪協力会などにもお話をしていく必要があると思っていますところでございます。そういうことで、できるだけ負担の軽減などについてもできるところでお互い協力し合いながら取り組みを、いろんな雪による被害の軽減というふうに努めていけるように努力したいと思っています。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。やはり、これまで同様、いろいろと多面的機能支払等々を活用しつつということでもありますけれども、山間部等では必要に応じて市でやっているということでございます。率先してそういった支援は行っていただければと思いますが、市長答弁の中で農家の方の声を大切にしながら協力できるところは協力したいという言葉でございますので、何とか農業者の皆様の負担軽減につながるような支援をお願いしたいと思っていますところでございます。

このたび提案させていただいたことが、いろんな意味で実現されればと望んでおりますけれども、さくらんぼのまち寒河江市で頑張る農家の皆さんに支援が拡大できますことを心から望んで、この質問を閉じさせていただきたいと思っています。

それでは、寒河江市のさくらんぼ政策についてお尋ねさせていただきます。

県が取り組むさくらんぼの大玉化についてで

あります。現在、旧山形県園芸試験場で進めている品種開発で、大粒のさくらんぼ化を目指す取り組みを3年前より実施していると伺いました。具体的には、さくらんぼ品種の大玉生産を目指しているということですが、こうした取り組みについて寒河江市としてはどのように向き合っていくのかを質問させていただきたいと思います。

私個人では情報収集してもなかなか、大変失礼ながら具体的なものがわからなかったものでありますので、まずは寒河江市としてどのような取り組みであるのか、把握している取り組み状況をお尋ねさせていただきます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々も情報収集をしているところでありますけれども、正確なところが不透明なところがありますが、今知れている範囲内でお答えしたいと思います。

さくらんぼの大玉化というのは、我々としても生産者の皆さん、消費者の皆さんにとっても大変興味のある話題なのかなと思います。

県では平成27年度から山形さくらんぼ世界一プロジェクト事業というものを進めておるわけでありまして、その一つとして世界に類を見ない超大玉品種の育成、大玉生産技術の開発というものをうたっているわけであります。現在、国産のさくらんぼといえば、佐藤錦を初めとする白肉系の品種が主流であるわけでありますけれども、米国などの赤肉品種に比べて小玉であるとされております。このため、県では世界市場を視野に入れて、県の標準出荷規格で4 Lに相当する直径31ミリ以上の超大玉白肉品種を開発中であると聞いております。

さらに、このプロジェクトの目的では、高齢化や労力不足に対応した次世代生産システムの開発のために、低樹高、木の高さが低い低樹高で省力的な樹形の開発など産地としての持続的な発展を目指しているとも伺っています。

これらの研究については、先ほどありましたけれども、南部にあります園芸試験場において
厳重な品質管理や情報管理のもとに行われている
ということでもありますので、こういう状況し
か我々としても知り得ませんが、大変大きな関
心を持っている、そして連携を図っていきたい
と考えております。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 情報、ありがとうございます。
今初めて私も伺って、具体的に言うと4L化以
上という大きいさくらんぼ。やはり、消費者は
大きくて赤くてとなると目を引くものがありま
すので、まさに紅秀峰も大きいということであ
りますので、それに負けない紅秀峰もつくって
いただければと思っているんですけれども、ち
ょっと正直脅威に感じたところでございました。

市長の答弁の中で低樹高という言葉がありま
した。今、さくらんぼ生産の中では低木Y字仕
立て等の支援等も行っているわけですが、そう
いったことがなくても低いところで作業できる
さくらんぼができれば、やはり高所作業車とい
ったものを購入せずできるものであれば、や
はり余計な費用をかけず、さくらんぼのもぎ
取り等々非常に効率的なさくらんぼになっ
てしまうのかなと思っております。

そうした意味では、大変4L化、低樹高で作
業効率がよいイメージがありますので、大変私
にとっては脅威かなと思っているところでござ
います。寒河江市でも今後どういうふうに向
き合っていくのかということがポイントになる
かと思っておりますので、紅秀峰に対する考え
方について1つ質問させていただきたいと思
います。

現在、寒河江市としましては、主力品種は
佐藤錦ですが、紅秀峰にも力を入れている
わけでありまして。新たに開発を進めるさく
らんぼの大粒化が本格的に進んでいく場合
においても、寒河江市としてはそうしたこと
ではなく今後も紅秀峰を第一に支援してい
くお考えなのか

お尋ねさせていただきます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、国の大玉化プロジェクト
の御紹介をさせていただきましたが、具体的に
どういうさくらんぼが出てくるのかという
のはまだわかりませんので、そういうのと
現在我々が一番推進している紅秀峰と比
較をなかなかできないと思います。そう
いう意味で、現在さくらんぼとつや姫
の里ということを寒河江市では掲げて、
ブランド化に向かって強力に農業政策を
展開しているわけでありまして。

特に、紅秀峰については現在四十数ヘクタ
ールでありますから、これを第6次振興計
画では最終年までに70ヘクタールまで
に拡大していくという目標を掲げてい
るところでありますので、我々としては
今あるさくらんぼの品種では紅秀峰が
一番すばらしい寒河江生まれの品種だ
と思っておりますので、その推進に向
かって大事に育てていながら販売も
強化していきたいと考えております。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。紅秀
峰を第一にということでございますので、
やはり大玉化、大粒化というさくらん
ぼがどのようなものになるかわかりま
せんが、紅秀峰も栽培技術によって、
剪定技術によっては大粒化というこ
とを維持できると私も思っております
ので、きっちりした支援や技術支援等
々もいろんなところからも支援もら
いながら、うまく進めたいと思ってい
るところでございます。

そこで、差別化について質問させていただ
きたいんですけれども、現段階で先ほ
ども申しあげたとおり、私も非常に情
報が少ないためなかなか議論はでき
ませんけれども、私は、差別化を図る
ことで付加価値が生まれるということ
から、県としても奨励品種に位置づ
けようという動きがありましたら、寒
河江市でもある程度力を入れるべき
じゃないかなと思っております。

勝負するのに紅秀峰でよければ紅秀峰、もし大粒化が成功してそっちがいけそうだということであればある程度の方向転換が必要なのかわかりませんが、そのときは方向転換も視野に入れながら支援をしていただきたいと思っているんですけれども、さくらんぼの大粒化についての取り組みについては常に情報収集に当たっていただき、寒河江市でも力を入れて取り組もうとする場合は、県内でいち早く実行に移していただきたいと思っております。このことにつきましてどのように思っているのか、御見解をお尋ねさせていただきたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新品種というんですかね、超大玉開発している新品種については、県園芸試験場によりますと品種登録に向けて詳細な特性調査を進めているという段階だそうであります。つまり、いまだ一般農家の生産ベースには至っていない状況かと思えます。

大玉品種でありますから紅秀峰などの晩生品種に近いと想定されますので、開発中の新品種についても中生以降の品種なのではないかと思えます。そういう意味では紅秀峰と収穫期が重なるということも一つの課題になっていくのではないかと思います。超大玉ということであればそれ自体で話題性があるとも思いますし、園芸試験場で開発されたということでもありますから、紅秀峰と同じように寒河江産のさくらんぼということでもありますから、我々としてはそういう意味では大いに興味も持って、また食味、糖度などの品種の特性、あるいは農家の方が実際はつくっていけるわけですから、農家の方のつくりやすさなどもあろうかと思えます。そういう意味で、これからの県の動向なども十分注意をして我々地元として取り組みを進めていければと思います。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。やは

り、大玉化というとても非常に関心度が高いのかなと思うので、寒河江市としてさくらんぼということでまちづくりを進めてきましたので、さくらんぼ農家だけではもちろんないんですけれども、農業者の収益、利益を上げるような取り組みをしっかりと支援していただきたいという気持ちの上で質問させていただいたところでありました。

それでは、最後のといいますか、新たな農業展開について質問させていただきたいと思っております。

剪定技術を活用した取り組みについてということでございます。一つ、弘前城の桜の話題でございますが、弘前城の桜はソメイヨシノやしだれ桜を中心とした約2,600本の桜が次々と咲いていき、散った花びらまでもがお堀の水面を埋め尽くして城跡全体を桜色に染め上げていくと言われております。初めて桜の時期に弘前公園を訪れた人は、皆必ずといっていいほど、こんなすばらしい桜は見たことがないと感じるそうであります。

弘前公園の桜の特徴は、桜の花自体が大きく豪華な点にあるといいます。ソメイヨシノは通常1つの房に4個から5個の花をつけると言われております。ですが、弘前公園のソメイヨシノはそれよりも多く花をつけており、7つの花をつける房もざらにあるといいます。それが弘前公園の桜を大きく華麗に見せているということです。さらには、こうした豪華な花をつけるソメイヨシノのほとんどが、最もよく花をつける時期という樹齢30から50年を大きく超えております。さらには、ソメイヨシノそのものの寿命が60年から80年と言われる中で、樹齢100年を超えるものが300本以上存在し、今まさに豪華な花を豪華に咲かせているということでもあります。

このように、弘前公園の桜は全国的に見てもまれな存在であります。花の見事さと長寿命化

を果たしている大きな要因は、弘前独自の管理技術にあるといえます。桜の剪定を始めたきっかけは、弘前が全国一の産地であるリンゴ栽培にあります。病気や害虫に弱いソメイヨシノをリンゴ栽培に倣って枝を切って管理をするという技術だそうです。

寒河江市ではさくらんぼという全国に誇れる果物があります。それを支えるさくらんぼ農家が確かな技術があります。佐藤市長は桜回廊を整備したいというお気持ちも持っておりますし、現在植栽されている桜の木についても、さくらんぼ農家の協力を得るなどしてさらに立派な桜にすることで寒河江市をPRできると考えます。

この提案に対しての御見解をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 弘前公園の桜は大変名所でありますから、大変有名であります。私も1回お邪魔したことがあります。余り咲いていない時期に行って、うまく合わせるのも大変でありますけれども、そういう意味ですばらしい桜が、リンゴの剪定の技術が生かされてそういう桜の開花、名所をつくっているということをお話を伺いました。

寒河江市でも大変今寒河江公園の桜、寒河江川堤防の桜などと美しい場所が点在しておりますから、そこを憩いの場所として今後も整備をしていきたいと思っております。

寒河江の場合は、市が造園業者の方に管理を委託しているところとか、あるいは地元の方々が桜並木を育てる会などということで管理をしていただいている方がおりますけれども、リンゴも果樹ですから、さくらんぼも果樹なので同じかどうかというのはなかなか実際お聞きしないとわからないところがありますけれども、ぜひそういうことであれば果樹、さくらんぼの生産農家の方などにもいろいろお話を聞く必要もありますし、弘前にもお邪魔して地元の方々の

方あるいは剪定をしている方などにもお話を聞いていくなどで、そういうことが可能かどうかいろいろ研究していく必要があるかと思っております。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。私も素人ながらリンゴの剪定とさくらんぼの剪定は大分、もしかしたら違うのかなという感覚でありまして、いきなりしてほしいということでなく試験的に桜の木にさくらんぼの剪定技術を、手を加えながら、効果があるようであれば実践に移してほしいと思っております。

さくらんぼ剪定の技術が、先ほど言った弘前公園の桜は1つの房に7つといいますけれども、1つの房に8つ、9つなんて咲いたら寒河江のほうがもっとすごくなるわけですので、夢を持って取り組んでもらいたいと思っております。ぜひ調査研究をお願いしたいと思います。

それでは、次の農家の相互協力について質問させていただきます。

農業の形態としては稲作、園芸、畜産等が主に挙げられますが、経営形態が多様に及んでいることもあり、技術の習得、管理の習得など農家同士が共感できることがあります。例えば剪定技術という面では、寒河江市のさくらんぼだけでなく、朝日町ではリンゴ農家の剪定技術もあるわけです。さくらんぼ農家とリンゴ農家の繁忙期はお互いにずれていると思いますので、相互協力ができないものか考えているところでございます。

果樹栽培には剪定、摘花、摘果、摘葉、収穫、箱詰め等々多くの作業工程があるわけです。若者への技術習得や管理能力の向上により持続可能な農業ができ、経営安定化が図られるのではないかと考えます。そこで、相互協力できる農家を募り、行政としても支援を考えてみてはいかがでしょうか。こうした取り組みが成功すれば生産技術の向上、労働力の確保、そして農家

の収入アップにつながると考えますが、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国井議員から、さくらんぼ農家とリンゴ農家の相互協力という一つの例を出して御提案がございましたが、農業経営の安定化ということを広い意味で考えていくときに、技術の研さん、そしてその技術を次世代へ伝承していくということがこれからますます重要になってきていると思います。そういう意味では、寒河江市では農業士あるいは青年農業士の方、担い手の会というものを皆さんから、さらには認定農業者という委嘱させていただきながら、技術指導などを地域あるいは年代を越えて進めているという状況にあるかと思います。

寒河江市でも、もちろんリンゴをつくっている方もいる。お聞きしますとさくらんぼづくりながらリンゴつくっている方も一部いらっしゃると思います。これがさくらんぼでありますけれども、大変労力が要るし、また手間もかかる、体力も要るというわけであります。そういう意味で何とか労力の軽減、高齢化ということもありますから、労力の軽減のためのいろんな施策なども行政としてさせていただいているところでございます。

そういう意味で、寒河江のさくらんぼ農家と朝日町のリンゴ農家などということになりますれば、できれば行政同士ということもありましようけれども、農協、JAあたりが主催してアグリヘルパー制度などというものもありますから、そういったことを農家間で連携していくなどということも可能性としてはないわけではないかなと思います。そういう意味で、御提案ありましたことについても、市内の優良農家の方などからもお聞きしながらその可能性などについて検討を進めていきたいと考えております。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 調査研究いただけるということで、どのような形になるか、人数なんかも協力できる人数が確保できるかということも課題があるかと思いますので、その辺も心配事はあると思いますが、そういった協力関係ができればと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、最後の質問にさせていただきたいと思います。先ほどは剪定技術の相互協力ということでございますが、私はちょっと聞いたお話によりますと、農家同士の労力確保ということでは昔から結制度があると伺っております。さくらんぼだったり稲作だったり、繁忙期ずれているときはお互いの協力関係をする、先ほどの質問と似ているような質問でございますが、そこで、その仕組みを現代版の結の仕組みとして確立して展開していくようなことはどうかという御提案をさせていただきますけれども、この辺につきましてはいかがお考えでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 昔からの結の制度というのは、昔の農業は皆手作業であったわけでありましてね、田んぼ、田植えなんかも。そういった意味で、地域の人が皆集まって協力をしていくという、総出でやったというのものもあるわけでありまして。そういう意味で、助け合いの制度、相互扶助の精神ということで成り立っていたのではないかと思います。ですから、そういう意味では1年の間にいろんな機会、田植えとか稲刈りとかそういった機会、節目節目でそういうのを行っていたと聞いておりますけれども、現在はそういう意味ではほとんど機械化になっておりますから、なかなかそういう機会は少なくなっているのかなと思いますけれども、ただ農家同士で今他の田んぼ、ほかの人の田んぼを請け負うとか、農家の方も少なくなっていますから、そういう意味で逆に負担がふえてきているわけなので、逆にそういう少ない農家の方が共同で一

緒に作業を展開するという場面もこれから出てくるのではないかと思います。

そういう意味でも機械についても共同化、先ほど来ありましたけれども、共同化などというものも取り組みが出てくるのではないかと思います。そういう意味で、昔の結制度にそのまま当てはまるかどうかはわかりませんが、現代版の新たなリニューアルした取り組みとして出てくるのではないかと、逆にそういう必要性が生じてくるのではないかと考えていますので、そういうことについても地域の農業の振興のための方策の一つとして、いろんな機会を設けて農家の方の御意見なども踏まえて進めていければと思います。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 このたびの質問、いろいろお答えいただきましてまことにありがとうございました。私も農業者の収益アップということは一つのポイントだと思っておりますので、寒河江市で生き生きと農業に携われる人がふえればと思っております。寒河江市では新規就農者は非常に多いと伺っております。これだけこれからも農業者の支援を考えていただきたいという思いでございました。

今回は、さくらんぼ議会ということでさくらんぼに関係した質問をさせていただいたわけでございます。積極的な調査研究をお願い申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散 会 午後３時１０分

○内藤 明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。